

全国町村会総合賠償補償保険制度

事例から学ぶ 教訓と解説の手引

全国町村会
株式会社 千里

はじめに

全国町村会は、かけがえのない美しく実り豊かな農山漁村の大切さを守り育てていくための活動を行っております。急速に進む少子高齢化や人口流出により、町村行政を取り巻く環境は、急激に変化し、厳しさを増しておりますが、より魅力ある住みやすい町村を創っていくため、様々な取り組みを展開しています。

町村では、住民ニーズの高度化に対応し、より質の高い町村行政を展開するため昼夜を問わず懸命に努力していますが、多岐にわたる業務や老朽化した施設が著しく増大しており、それに伴い行政上のリスクが拡大しています。

全国町村会では、これら予測し難いリスクおよび事故への防御、備えを計るべく、昭和 59 年 10 月より「全国町村会総合賠償補償保険」を創設し、早くも 30 年を迎えるに至っております。

本損害保険制度は、町村の所有、使用、管理する公共施設、営造物の瑕疵および業務遂行上の過失等に起因し、町村が法律上負うことによって生じた損害について、これを総合的に填補するとともに、併せて事故等による予測し得ない突発的な財政負担に対応することにより、町村財政運営へ効果的・効率的に寄与し、安定的な運営が確保されることを目指しています。

お陰をもちまして、今日まで事業運営は、順調に推移しております。

このような中、これまでの現場実務の場面において、事故の原因や形態が複雑・多様化し、当事者の賠償意識の高まり等から、解決に向け困難な場面も多くなっており、これらに対処する町村実務担当者の参考になる手引が欲しい、とのご要望もあつたため、平成元年に「町村の損害賠償事例—その解説と実務—」を、また平成 3 年には、「町村の損害賠償事例—事故処理のポイント—」を発行し、さらに平成 13 年には「町村の損害賠償事例—事故処理のポイント—（改訂版）」を発行し、全町村など関係者に配布いたしました。

その後 10 年余りが経過していることもあり、町村などの関係者から増刷の要望などがありましたので、この機会に直近の事例をできるだけ多く収集、掲載し、判例にもとづく解説なども記載しました。また、従来の編集には、なかった内容として、新たに「* 万一、事故が発生したら、町村における窓口担当者として、如何に速やかにどのような対応を行なっていくか。」並びに「* 事故事案の事態収拾を目指して、如何なる手順を踏まえて、きちんとした対応を進めていくか。」現場での実務対応の留意事項等を書き加え、本保険の幹事会社である損保ジャパン日本興亜（株）のご協力をいただき、本書「事例から学ぶ教訓と解説の手引」として改訂して再発行した次第であります。

終わりに、本書が事故と賠償といった諸問題の合理的かつ円滑な解決の一助となりますことを願ってやみません。また、本書を通読いただくことなどにより、事故の未然防止に役立てばこの上ない喜びに存じます。

目次

はじめに

I 全国町村会総合賠償補償保険の概要

1. 保険制度の内容	001
2. 支払われる保険金の内容	002
(1) 賠償責任保険	002
(2) 補償保険	003
3. 賠償責任保険の概要	004
4. 予防接種保険の概要	006
5. 個人情報漏えい保険の概要	007
6. 公金総合保険の概要	007
7. 補償保険の概要	008

II 制度の基本的仕組みとその運営

1. 制度の基本的仕組み	009
2. 保険の役割と特色	011
(1) 町村行政を取り巻く環境の変化と対応	011
(2) 保険制度の果す役割	011
(3) 町村財政運営へ効果的・効率的に寄与	011
(4) 行政運営展開に結び付く保険制度の積極的活用	012

III 万一、事故が発生したら、町村における窓口担当者として、如何に速やかにどのような対応を行なっていくか。

1. 被害者の救護、および事故による損害の拡大を防ぐ	013
2. 上司に報告、関係部署へ速やかに連絡する	013
3. 事故情報の収集と事故対応の経過をできる限り記録しておく	013
4. 事故対応責任者の設置等、庁内の役割分担を確認し、連携を図る	014
5. 被害者に対して、誠意を尽くすことが大切です	014

IV 事件事案の事態収拾を目指して、如何なる手順を踏まえて、きちんとした対応を進めていくか。

1. 被害者への対応と保険金請求の方法	015
(1) 事故発生時に確認すべき要点	015
(2) 保険会社事故処理対応の流れ	015
(3) 賠償責任額の内容について	016
(4) 被害者との対応の際に留意する点	017
(5) 事故発生時に、多い問い合わせ事項と対応	023
2. 事故原因究明と再発防止策の検討および実践	024
(1) 学校事故が発生した場合、留意すべき点	025
(2) 公園など公の営造物に関する施設事故が起きた場合、留意すべき点	028

V 事例から学ぶ教訓と解説（事件事例一覧）

1. 賠償責任保険および補償保険	039
①人身賠償事故	039
②物損賠償事故	063
③補償保険事故	097
2. 予防接種事故賠償補償保険	114
3. 公金総合保険	117

1. 保険制度の内容

全国町村会総合賠償補償保険制度

賠償責任保険

事故により町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

補償保険

- 町村等が主催もしくは、共催行事の参加者・ボランティア活動者等が事故により死傷した場合、保険金を支払います。
- 学校管理下において生徒等が事故により死傷した場合、保険金を支払います。

個人情報漏えい保険

個人情報の漏えいにより、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害や対応費用に対して保険金を支払います。

予防接種保険

予防接種により身体障害を与えた場合に、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

公金総合保険

町村等が取り扱う公金が火災や盗難等により損害を受けた場合に、保険金を支払います。

2. 支払われる保険金の内容

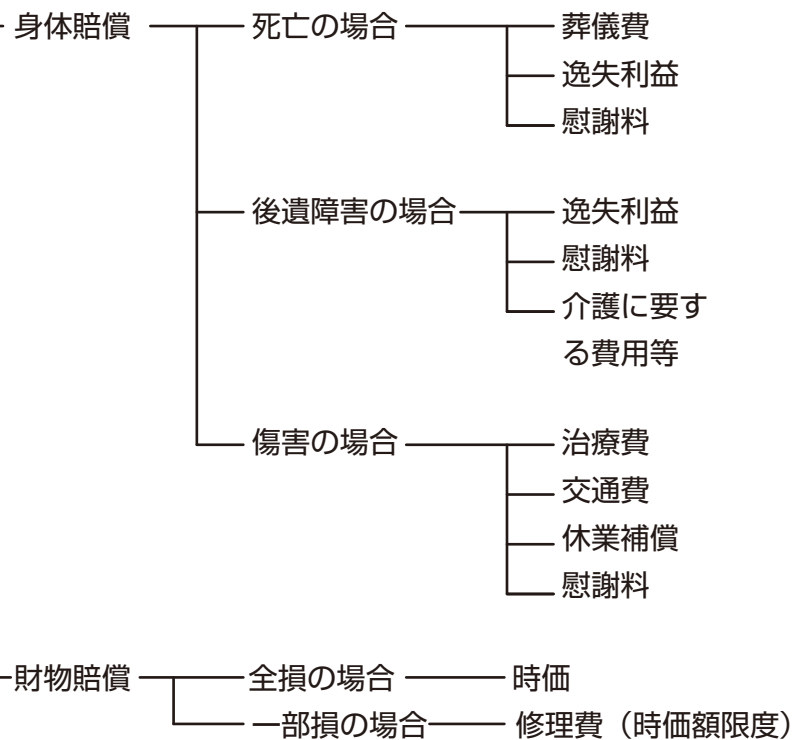
1 賠償責任保険

賠償責任保険からは、加入した契約型の保険金額の範囲内で損害賠償金が支払われるほか、弁護士報酬などの争訟費用やその他の費用は加入保険のてん補限度額（保険金額）とは別に加算して支払われます。

損害賠償金などは、過去の保険金支払例などを参考に社会通念上、妥当な水準で決定されます。従って、被害者が町村等に対して請求する金額、または、町村等が賠償金として実際に負担した金額と一致しないケースもあり得ます。

損害賠償金、争訟費用等の支出を決定するにあたっては、事前に保険会社にご相談ください。

1. 損害賠償金



2. 争訟費用

- * 訴訟費用
- * 弁護士報酬
- * 仲裁・和解・調停に要する費用

3. その他の費用

- * 求償権保全費用
- * 損害防止費用
- * 協力費用
- * 緊急措置費用

ご注意

上記図において、*印の争訟費用（訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停）とその他の費用（求償権保全費用、損害防止費用、協力費用、緊急措置費用）は、加入保険のてん補限度額とは、別枠で加算して支払われます。ただし、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の「争訟費用」は、保険金額の損害賠償金に対する割合により支払われます。

2 補償保険

補償保険金は、町村等の賠償責任の有無に関係なく、見舞金的な性格の補償保険金として以下の内容で加入町村等の契約類型により支払われます。補償保険金は賠償保険金と併給され、また、他の保険等とも併給されます。

保険金の種類	内容
死亡補償保険金	傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に死亡し、町村等が死亡補償金の給付を決定した場合、契約類型に基づき1名につき200万円～500万円の死亡補償保険金を支払う。
後遺障害補償保険金	傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に後遺障害を生じ、町村等が後遺障害補償金の給付を決定した場合、障害の程度に応じ、災害補償保険普通保険約款記載の「後遺障害補償保険支払区分表」に基づき、1名につき8万円～500万円の後遺障害補償保険金を支払う。
入院医療補償保険金	傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に入院した場合、入院日数に応じて、I・II型は、1万円～15万円、III型は、2万円～30万円の入院医療補償保険金を支払う。
通院医療補償保険金	傷害が直接の原因として事故の日から180日以内に通院した場合、通院日数に応じて、I・II型は、1万円～6万円、III型は、0.5万円～12万円の通院医療補償保険金を支払う。

注意 1： 学校管理下における児童・生徒については、入院、通院は対象外です。

なお、学校管理下における児童・生徒以外の父兄等の事故については、入院・通院医療補償保険の対象といたします。

注意 2： 入院医療補償保険金と通院医療補償保険金の両方の支払いは、できません。入院と通院を伴う傷害の場合は、どちらか一方が支払われます。

3. 賠償責任保険の概要

町村等が次の事故により、「住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損した場合」において、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ① 町村等が所有、使用または管理する自治体施設の瑕疵に起因する偶然な事故
- ② 町村等の業務遂行に起因する偶然な事故
- ③ 町村等が自治体施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品に起因する偶然な事故
- ④ 町村等が、住民等から受託する財物に起因する偶然な事故

また、次の行為により町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ② 口頭、文書等の表示行為による名誉き損またはプライバシー侵害 など

保険の対象とする施設（自治体施設）		
町村等施設	1. 事務所・建物	本庁舎、支所、出張所等の庁舎
	2. 学校教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所
	3. 福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館、保健センター、特別養護老人ホーム等
	4. 保養施設	国民宿舎等
	5. 文化施設	公会堂、公民館、図書館、博物館等
	6. スポーツ施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等
	7. 産業施設	農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等
	8. 生活環境施設	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等
	9. 道路	道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路
	10. 公園	児童公園等
	11. 港湾・漁港	港湾施設および漁港施設
	12. 住宅施設	公営住宅、官舎等
	13. その他の施設	その他の建造物および工作物
対象とならない施設	医療施設	病院、診療所等の医療施設 療養型病床群等介護保険事業の医療施設

保険の対象とする業務（自治体業務）	
町村等業務	1. 町村等施設の保守・管理業務
	2. 自然公物の管理業務 (ただし、判決・和解などにより明らかに賠償責任があると判断される場合にかぎりませ)
	3. 学校教育業務
	4. 社会福祉業務
	5. 社会教育業務
	6. 社会体育業務
	7. 工事発注・施工等の業務
	8. 予防接種業務
	9. その他町村等の行う業務 (政策、事業または事務の企画、立案または策定を除く)
対象としない業務	1. 許可、認可、命令その他の行政処分
	2. 医療業務
	3. 消防、救急、治安または災害救助の業務
	4. 治山治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良事業、保全開発業務またはそれらの企画、立案、策定に関する業務
	5. 強制執行または即時強制

保険の対象とする生産物(自治体生産物)

保険の対象とする施設において生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品。

ただし、輸出生産物、医薬品・医療機材は除きます。

また、効能不発揮による賠償責任および自治体生産物自体に生じた損害の賠償責任は対象外です。



保険の対象とする受託物(自治体受託物)

保険の対象とする施設において、住民等から預り管理する受託物の損壊による、受託主に対する賠償責任を対象とします。現金・有価証券・美術品・骨董品・自動車等は対象外です。

指定管理者制度の取扱い

公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行わせた場合において、町村等に賠償責任が発生する場合には、町村等の責任部分は本保険の対象となります。

また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、平成23年6月1日より、指定管理者そのものを被保険者とみなし、町村等が責任と同様に本保険で対象となりますが、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、本保険の対象外となります。

4. 予防接種保険の概要

町村等が実施する予防接種業務について、次の3つの保険で対象となります。

A 保険

予防接種賠償責任保険

予防接種を行う上での（または過去に行った予防接種につき）過失により、当該予防接種を受けた者の身体もしくは生命を害した場合、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

B 保険

法定救済措置費用保険

予防接種法に基づく予防接種に起因して、被接種者が身体障害を被った場合、町村等が予防接種法に従い支出する費用に対して保険金を支払います。

C 保険

行政措置災害補償保険

町村等が実施主体となつて行う予防接種（行政措置接種）を受けた者が、当該予防接種に起因して身体障害を被った場合、町村等が「予防接種災害補償規程」に基づき負担する補償費用に対して保険金を支払います。

行政措置接種と判断されるためには、以下の①～③の要件を満たすことが必要です。

① 被接種者の特定と周知の徹底

被接種者の特定とは、対象者を特定することです。例えば、被接種者の年齢や性別を限定することが挙げられます。周知方法としては、広報紙やホームページを活用した周知方法で構いません。

② 委託医師・医療機関の特定と確保

実際に予防接種を行う医師を町村等が事前に認識し、依頼をしていることが大切です。必ずしも契約書という形である必要はなく、委託や依頼状などでも問題はありません。なお、医師会を介して医師に委託をする場合を含みます。

③ 要綱等の作成と関係各方面への周知

町村等が実施主体となつて行う予防接種である旨が記載された文書の作成が必要となります。また、必要に応じて、関係各方面への周知等の実施をする必要があります。なお、広報紙やホームページを活用した周知方法でも構いません。

※住民が任意に受ける接種に対して、事後的に接種費用の助成のみ実施する場合などは、行政措置接種に該当しません。

A 保険と B 保険 C 保険との関係

法定の救済措置または、町村等が制定する「予防接種災害補償規程」による給付と、被保険者が法律上負担する賠償責任に対して保険金を支払う損害賠償保険金（A 保険）は併給されます。つまり、B 保険、C 保険で給付される補償保険金は損害賠償保険金（A 保険）の一部とせず併給することになります。



5. 個人情報漏えい保険の概要（賠償責任保険）

被害者への損害賠償による損害

町村等が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、損害賠償請求がなされたことにより、町村等が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

ご注意 個人情報漏えい保険で対象とする「町村等が行う業務」は、賠償責任保険で対象とする業務と同じです。

漏えい発生時の対応費用（プロテクト費用）による損害

町村等が行う業務の遂行に関して、日本国内において個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれがあることに起因して、町村等が実施する下記の措置に要する費用（プロテクト費用）に対して保険金を支払います。

- 1 謝罪のための会見、発表、広告等費用
- 2 事故原因の調査費用
- 3 謝罪文の作成、送付等の通信費用
- 4 交通費、出張費および宿泊費等
- 5 被害者に対する見舞品を購入した場合の費用（送付先一件あたり 500 円限度）
- 6 コンサルティング費用

(注) 以下の措置により漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかとなった場合にかぎりあります。

1. 被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等
2. 本人またはその家族への謝罪文の送付
3. 他の行政庁または警察への届出



ただし、次の事由に起因する損害については保険金支払の対象外です。

- ① 町村等の故意による損害
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- ③ 地震、噴火、洪水、津波による損害
- ④ 町村等が、最初に当制度における個人情報漏えい保険に加入したときより前に事故が発生したことを町村等が知っていたとき など

6. 公金総合保険の概要（動産総合保険）

町村もしくは町村の委嘱を受けた者の管理下にある公金（通貨、小切手、収入証紙、定額小為替、約束手形をいいます。）が輸送中、保管中を問わず、次の事故により損害を受けた場合、保険金をお支払いします。

- ① 火災・爆発による損害
- ② 盗難・強盗・引ったくりによる損害
- ③ 台風・こう水・土砂崩れによる損害
- ④ 詐欺による損害

ただし、次の場合は対象となりませんのでご注意ください。

- ① 町村等の故意または重大な過失による損害
- ② 町村職員等の単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、その他これらに類似の行為（横領など）による損害
- ③ 勘定誤り、出納の過誤による損害
- ④ 帳簿、帳票等により確認ができない損害 など



7. 補償保険の概要（災害補償保険）

町村等が主催・共催する行事（活動）および社会奉仕活動（ボランティア活動）に参加する住民等第三者が死亡または身体障害（後遺障害を伴うものにかぎります）もしくは入院・通院を伴う傷害を被った場合、町村等が制定する「総合災害補償規程」に基づいて、その被災者に支払う補償費用に対して保険金を支払います。

対象となる町村等業務

- ① 学校教育活動（学校管理下における児童・生徒については、死亡・後遺障害のみで、入院・通院給付はありません。）
- ② 町村等が主催する社会体育活動。社会文化活動および社会福祉活動
- ③ その他町村等が主催（共催を含みます。）し、住民が参加する行事
- ④ 社会奉仕活動（ボランティア活動）
- ⑤ 選挙の投票所内での投票者も補償対象となります。

ご注意

②③および④の行事・活動への往復途上も対象です。ただし、住居を出発する前に参加者名が町村等の備える名簿に確定していること、および、行事開催日・場所が客観的資料により確定できる必要があります。

なお、保険約款上、故意・病氣・自然災害・変乱暴動・公務災害などによる災害は対象になりませんのでご注意ください。



主催の定義

本保険制度で対象とする主催行事等とは、以下の少なくとも1つの要件を満たした行事であり、町村等または町村等の委託を受けた者の管理下にある行事となります。

- ① その行事等の企画・立案（日時、場所、スケジュール、参加者の範囲等）またはこれへの参加
- ② 運営担当者または体育指導委員等の参加あるいは設置
- ③ その行事等のための運営費の支出

共催の定義

本保険制度における共催とは、共同主催とみなせることが必要となります。したがって、実態上主催者としての要件を備えている場合は、その町村等が共催している行事等であるといえます。

社会奉仕活動（ボランティア活動）の定義

住民個人が、町村等の事前の承認あるいは依頼を受けて、次の要件をすべて満たして行う住民のための業務・活動をいいます。

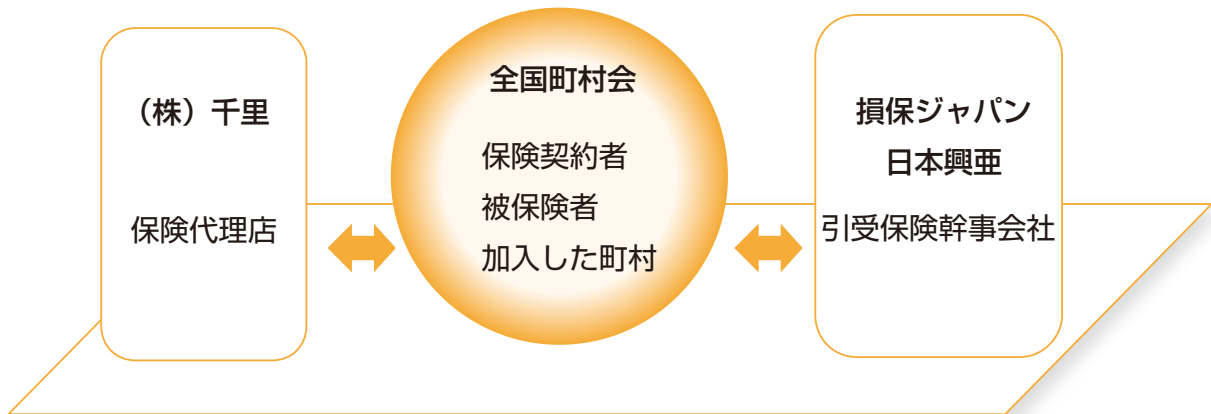
- ① 無報酬（注1）で行われる活動であること
- ② 労力の提供がなされること
- ③ 団体（注2）あるいは町村等の管理下で行われるものであること



注1： 無報酬とは労働の対価を得ていないという解釈で、昼食代・交通費・儀礼的な謝礼等は報酬に含まれません。

注2： 団体とは、町内会、PTA、青年団、婦人会、子供会、NPO法人、その他ボランティア団体をいいます。必ずしも当該町村等の住民だけで構成される必要はありません。

1. 制度の基本的仕組み



全国町村会は、上表の通り三者の連携に基づき、5種類の損害保険制度を次の仕組みで運営しています。

保険契約者（全国町村会）

本保険は、全国町村会が、保険契約者となり、加入を希望する町村等を取りまとめて、一括して引受保険会社と契約を締結する団体契約となっています。保険料については、全国町村会が、保険契約者として、本保険への加入を希望された町村等の保険料分担金を取りまとめ、保険会社へ支払います。

被保険者（加入町村等）

加入された町村等が、被保険者となります。被保険者とは、事故が起こった際に、保険会社に対して保険金を請求し、これを受け取る権利のある者をいいます。

引受保険会社

本保険は、損害保険会社4社（幹事保険会社 損保ジャパン日本興亜）の共同引受けになります。共同保険契約の締結では、幹事会社が他の保険会社の代理・代行を行い、原則として幹事会社である損保ジャパン日本興亜が、代表して保険の引受け事務および保険金の支払い手続き等すべての事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社が経営破綻した場合には、契約時に約束した保険金が削減されることがあります。

保険期間（加入の時期）

毎年6月1日午前0時から翌年5月31日午後12時までの1年間とします。本保険において支払い対象となる事故は、当該保険期間中に発生した事故に限ります。予防接種による事故については、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合が、本保険の対象となります。なお、中途加入も随時できます。途中で加入する場合の保険責任は、保険料負担金を都道府県町村会あて、銀行振込、郵便振替等によって送金した日の午後4時以降開始し、保険期間終了日（5月31日）の午後12時までとなります。

2. 保険の役割と特色

1 町村行政を取り巻く環境の変化と対応

- 急速に進む少子高齢化や人口流出により、町村行政を取り巻く環境は急激に変化しています。これらに対応し、多様な行政運営の下支えとなる保険の必要性が高まっています。
- ◇住民ニーズの高度化に対応し、より質の高い町村行政を展開するための業務や老朽化した施設が著しく増大し、それらに伴い行政上のリスクが拡大しています。
 - ◇行政の幅広い取り組み、地域の特性のある行政の推進により、行政運営自体が複雑化、多様化しており、予測し難い事故の発生への防御、備えが求められています。
 - ◇ボランティアなどの住民活動や町村行事、共催行事への積極的な住民参加の機会の増大に対処できる安全を確保した的確な行政対応が求められています。
 - ◇賠償意識の一層の高まりとともに、町村に対する賠償責任の問われ方が、一段と厳しくなり、且つ賠償請求に至るケースも増大しています。
 - ◇賠償事故事例の近年の傾向として、損害賠償額は、高額となっており、一時的に多額の財政負担となる状態が発生しています。

2 保険制度の果たす役割

本保険制度は、30年間に亘る効果的且つ、効率的な運営の実績を積み重ねることにより、全国にある町村から評価を得た制度として、既に定着しています。また、極めて高い加入率に基づくスケールメリットを活かした制度として機能しています。合わせて町村行政という公的分野のリスクを担う保険として、その特殊性を踏まえ、特有のリスクに備えることが可能です。

- *全国町村会が契約者であることにより、町村の実情を十分に踏まえるとともに、各種法令等の改正の動向には、迅速且つ的確な対応を行い、町村にとって確実に役に立つ保険の運営を目指しています。
- *制度創設時より、町村が背負う損害賠償責任について円滑な事故解決を図り、町村の人々と行政の信頼関係を築く制度として高い評価を得ています。
- *これら信頼関係を構築しているとの町村の評価が、高い加入率を堅持し、スケールメリットを活かせる効率的な制度に繋がっています。

3 町村財政運営へ効果的・効率的に寄与

地域住民の行政に対するニーズも高度化、多様化するなど、町村行政を取り巻く環境は、厳しい状況にあります。本保険制度は、加入町村が共助する制度として、町村財政の運営に役立っています。

- ◇保険料負担金の基準は、客観的指標である住民数を基礎とし、1人当りの保険料負担金率は、全国均一で財政負担の均衡化を図っています。

◇全国同一の保険料基準による適正で均一な保険料負担と、事故の発生に伴う一時的な多額の財政負担を加入の町村が共助する制度となっており、事故が起きた場合、町村の人々に対する賠償・補償の確実な履行と賠償金の町村の一時的な多額の財政負担の備えとしての財源となり、町村財政の運営に役たっています。

◇保険料分担金率の水準については、

- (1) 高い加入率を活かしたスケールメリットの活用
- (2) 加入町村における事故予防、再発防止策の実践
- (3) 事故事案における賠償責任と賠償金の法律にもとづく厳正な判断による解決
- (4) 効率的な制度の運営など

により、町村財政への影響を勘案し、極力抑制に努めています。また、制度改正についても、必要な対象範囲の拡大を図りつつ、実質的な財政負担とならないよう抑止しています。

4 行政運営展開に結び付く保険制度の積極的活用

◇賠償事故事案に関連し、行政責任が個人におよぶこともあります。このため行政運営への取り組み推進にあたって、人的な萎縮が懸念されます。

本保険制度により賠償責任を町村が明確に負うことを示すことにより職場環境を整え、町村長はじめ職員が安心感と意欲を持って、町村に期待される積極的な行政運営を推進する下支えとなるような活用も望めます。

◇住民の行政に対するニーズが高度化、多様化する状況において、住民に安全・安心を確保した行政サービスを提供することは、町村行政の責務であります。従いまして事故の教訓を活かすとともに、保険の適用状況を含めて、事故後の対応を学習し、事故予防や事故再発防止策を徹底して実践することにより、町村の人々と行政との信頼関係をさらに強固に結びつけることも重要であります。

万一、事故が発生したら、町村等における窓口担当者として、如何に速やかにどのような対応を行なっていくか。

☆初動における具体的な事故対応☆

町村担当課など町村庁舎内で連携して、初動対応を行いましょう。



1. 被害者の救護、および事故よる損害の拡大を防ぐ

具体的な行動として

被害者への応急処置や救急車の手配など、可能な限り、現場での対応を行いましょう。合わせてその場に危険があることを周囲に知らせます。周囲の協力を得て、

- * 避難誘導
- * 家族への連絡
- * 警察・消防への連絡
- * 入場制限などの緊急対策を実施します。

とりわけ、被害者が幼児・年少者の場合は、保護者への直接連絡、病院等への付き添いが重要です。

2. 上司に報告、関係部署へ速やかに連絡する

◇事故が発生した場合は、速やかに上司と保険担当課に報告します。

◇事故に適切に対応し、円滑に解決を図るためには、問題を一人で抱え込むことなく、組織的に一元化して対応することが必要です。

3. 事故情報の収集と事故対応の経過をできる限り記録しておく

◇賠償責任の有無の判断や被害者との示談等を進めるうえで、事故状況の事実関係を正確に把握することは、極めて大切です。

◇加えて事故の再発防止策を講じ、事故軽減につなげるうえで重要な資料となります。

4. 事故対応責任者の設置等、庁内の役割分担を確認し、連携を図る

- ◇町村等の担当者によって伝える内容が、異なると被害者へ不信感を与えます。また、町村等が法律上の義務を負う損害賠償は、議会の議決が必要となるものもあり、合わせて正確な広報や報道等への適切な対応も重要です。
- ◇事故対応の総括責任者、被害者対応・情報収集・広報の責任者等を明確化し、関係部署と連携を図り、行政への信頼に結びつく対応をしましょう。

5. 被害者に対して、誠意を尽くすことが大切です

- * 電話による連絡
 - * 自宅訪問
 - * 病院へのお見舞い
 - * 葬儀への参列など 誠意をもって丁寧に対応することが大切です。
- ◇具体的な対応については、個人の判断によらず、関係部門とも相談しましょう。

事故事案の事態収拾を目指して、如何なる手順を踏まえて、きちんとした対応を進めていくか。

1. 被害者への対応と保険金請求の方法

○事故が発生した際には、損保ジャパン日本興亜サービスセンターへ速やかに連絡をし、被害者対応について、相談且つ連携してください。

初動対応の後は、具体的な被害者との示談交渉などの対応となります。全国町村会が実施する損害保険制度については、損保ジャパン日本興亜が昭和 59 年の制度発足より幹事会社として町村等の賠償事故の解決の支援を行っております。発足以来 30 年に亘る、幾多の事故案件処理を通じて、そのノウハウ、スキルを養い蓄積し、全国各地に保険金支払いの専門部署を設け、要員も確保しておりますので、円滑な事故解決には、損保ジャパン日本興亜サービスセンターに相談してください。

○賠償責任保険では、自動車保険と異なり、保険会社による示談代行は、弁護士法により禁止されています。

そのため、賠償事故が発生した場合、町村等が被害者との示談交渉を行うこととなります。ただし、全国町村会が実施する保険制度については、引受保険幹事会社の損保ジャパン日本興亜が、事故解決に至るまで、全面的に支援協力する仕組みになっております。

事故が発生した場合は、損保ジャパン日本興亜サービスセンターに速やかに連絡をし、被害者対応について相談・連携をしてください。

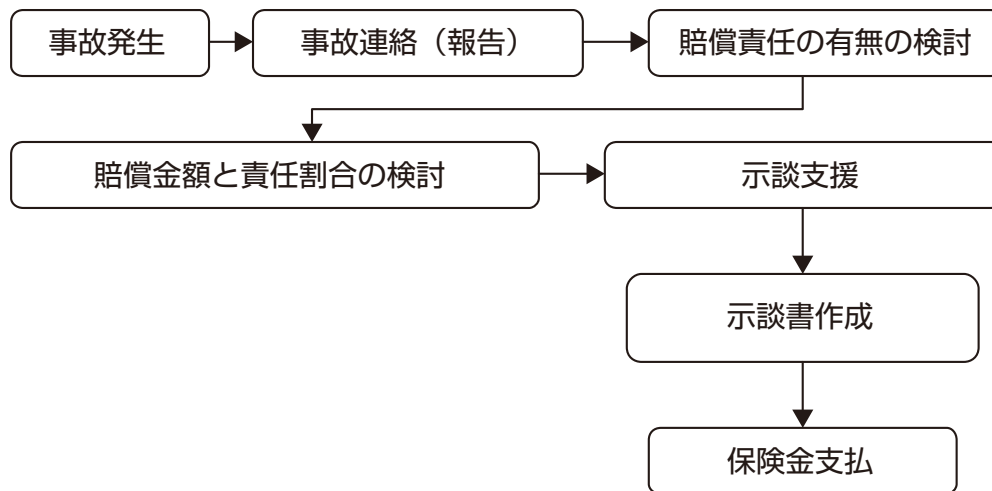


1 事故発生時に確認すべき要点

- **警察への届出依頼**：必要に応じて、警察の届出を行ってください。特に人身が絡む重大事故、交通事故に関連するものや公金などの盗難の場合は、必ず警察への届出を行ってください。
- **対人賠償が絡む事案**：被害者側へのお見舞いは、誠意を持って必ず対応することが重要です。
- **「安易な約束は慎む」**：事故発生時の情報だけでは、被保険者の賠償責任の有無、相手方の過失割合等が判断できないことがあります。そのため、賠償責任の有無、程度が明確になっていない段階で、過失を認めたり、被害者の要求額を全額お支払いできるような印象を与えないよう、言動には配慮することが大切です。

2 保険会社事故処理対応の流れ

- 保険会社は町村等から事故報告（連絡）を受けると、次のような流れで町村等の意向を尊重して支援（協議・助言など）を行います。なお、争訟の場合は、別途対応します。



3 賠償責任額の内容について

人身の損害の場合

①ケガの場合

以下の項目を積算し、過失割合を乗じて、賠償責任額を決定します。

・治療関係費

入院費、投薬費、手術料、通院費等の費用、これらの費用については、それぞれの明細書と領収証をもとに算定されます。

・休業補償費

治療期間中の休業による損害は、収入源の実額が算出されます。なお、この場合、就業を証明する書類と所得証明書または、源泉徴収票をもとに計算されます。

・慰謝料

②後遺障害がある場合

事故によって身体やその働きに永久的な障害が、残った場合は、前述①の「ケガの場合」とは別に、障害の程度に応じた等級（14等級まであります。）により慰謝料が算出されます。

なお、この後遺障害の等級認定は、医師の認定をもとに行いますので、医師作成の診断書が必要となります。

後遺障害に関する慰謝料についても、過失割合が乗じられます。

③死亡の場合

次の項目を積算し、過失割合を乗じて、賠償責任額を決定します。

・葬祭料：通常のお通夜、葬式などに要した費用が算出されます。

ただし、香典がえしは除外されます。

・逸失利益（本人が生存していたら得られたはずの収入）

・慰謝料

・死亡に至るまでのケガ



物損の損害の場合

次の金額に過失割合を乗じて、賠償責任額を決定します。

- ・ 事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用が、時価額を限度に対象となります。
- ・ 全損の場合は、*時価額が限度となります。修理費用以外に財物が損壊することによって、事故と相当因果関係のある間接損害（代車費用、休業損害費用等）が発生する場合は、その費用も対象となります。

***時価額とは：**財物は、一般的に使用の期間とともに価値が下がってきます。事故時点における当該財物の市場における価値を示すのが時価となります。財物に対する損害が発生した場合、事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用が法律上の賠償額となりますが、その修理費用が時価額を超えた場合は、その時価額が限度となります。

争訟費用に関して

訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解または調停に関する費用も保険金として支払われます。これらの費用については支出前に保険会社と打合せをしてください。

保険会社と打合せをせずに支出した場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

4 被害者との対応の際に留意する点

● 解決方針の説明 ●

事故時の情報やその後の、被害者等との対応において得られた情報を参考に、当該事故に即した解決方針、示談の時期を含めた事故解決に至るまでの具体的な流れを保険会社と相談してください。

ケガの場合は、治療費、付添看護料、入院雑費、休業損害等の支払方法や支払時期、また、それらに充当するための保険金の支払方法や支払時期についても、合わせて相談することが大切です。

なお、その過程において、被害者から具体的な賠償金やその支払時期の問い合わせがあった際には、次のような説明をすることが、有効と見られます。



話法の例

『おケガの状況、入通院の期間、さらには、休業による収入の喪失があるかなどの要素を総合的に考慮して、賠償させていただく金額を算定いたします。従いまして、こちらからも定期的にご連絡はさせていただきますが、治療が終了した際には、連絡をお願いいたします。』

● 具体的な被害者への対応（人身事故） ●

・ お見舞いの励行

相手方への誠意が円満解決の必要条件ですので、お見舞いを励行することが大切です。町村の足が遠のけば解決も遠のく、というケースも見られます。

・ 治療費の支払い

町村側に責任があると見られる際には、保険金の支払いについては、当該病院の領収証を保険会社に提出することを前提に、示談締結前に一定額を支払いすることも、治療が終了した後一括で支払いすることも、どちらの方法で対応することも可能です。

従いまして、個々の事故案件毎に有効な対応方法は、異なってきますので、必ず保険会社と協議してください。



・ 治療費以外の金銭的な要求があった場合、どう対応するか。

不用意に具体的な賠償額についての発言、コメントは、差し控える。町村が負うべき具体的な賠償額は、損害がある程度確定した段階で、検討することになるので、慎重な対応を求められる。なお、治療が長引いた際の生活費などの請求を受けた場合は、賠償額が確定する前でも保険金を支払うこともできます。その際には、事前に保険会社へ相談ください。

被害者に対しては、次のような話を参考にして、ご説明する。

話法の例

『とにかく今は、お身体をいたわれ、治療に専念いただくことが、何よりも第一と考えております。お治りになられた後で、具体的な賠償額については、誠意をもってお話し合いをさせていただきます。なお、入院や休業が長引く場合は、別途ご相談ください。』

● 過失相殺とは？ ●

過失相殺の目的は、事故当事者間の損害の公平な分担を目指すものです。事故は、一方だけの不注意で発生する場合のみならず、双方の不注意が重なって起こる場合も多く、相手方にも不注意（過失）がある場合は、賠償すべき損害額が減額されます。要は相手方は自分自身の過失相当分について、自分自身で負担することになり、このことを過失相殺といいます。

実務の場面において、被害者にも不注意（過失）があることが予想される場合には、過失相殺の意義を十分に理解できるようにきちんと説明することが重要です。

● 状況に応じたサポートを行います ●

事案ごとに事故の状況や被害者の年齢、被害者の感情など異なるため、示談交渉は、状況によってその具体的な対応は、異なります。特に人身事故については、示談交渉が難航することにより、裁判にまで発展するなど事案の解決を長引かせてしまう恐れがあります。

保険会社では、示談交渉について町村と一緒に問題を解決していくというスタンスに立ち、全面的に支援、協力する体制を敷いております。

Q 示談内容の説明はどのように行えばよいか？

A

話法の例

『賠償額につきましては、治療費、交通費、慰謝料の総額として0000円と考えておりますが、いかがでしょうか。内訳は□□□となります。』などと言って、賠償金額を総額で説明の後、その内訳を説明することで、被害者に内容が伝わりやすくなります。

Q 法外な賠償請求を求められた場合、どうしたらよいか？

A

専門家に相談することをお伝えし、予め了承を得ておく。

話法の例

『ご提示された賠償金額および内容につきましては、内部で検討いたします。なお、内容について専門家に相談して確認をする可能性もあります。従いまして検討し、結論を出すために一定の時間を要することも想定されますので、予めご了承願います。』

Q 被害者にも過失がある場合、どう取り扱いするか？

A

事故の状況から必ずしも町村の責任が、100%ではないことを伝えられる範囲で説明することが重要です。

話法の例

『事故の状況を十分に検討し、町村としての責任の割合を補償させていただきたいと考えます。』

Q 面談内容を記録し、確実に残そう！

A

被害者との面談には、面談の内容を正確に記録することができるよう、複数名で対応することが大切です。残した記録は、その後の示談交渉の際にも大変重要な資料となります。

Q 被害者側が様々な方が登場されてきた場合は？

A

交渉にあたってご親族、知人、依頼を受けた関係業者等の方々、交渉の相手として登場されてきます。交渉の資格がある人、具体的には、正当な賠償請求権者もしくは、正当な賠償請求権者から正式に*委任を受けた弁護士等と示談交渉を行うようにしてください。

***被害者が弁護士を委任した場合または、訴状が送付されてきた場合**

被害者が上記の対応を行ってきた場合、必ず保険会社に相談してください。

◆相手方が弁護士を介してきた場合

⇒町村等自身での対応も可能ですが、困難な場合は弁護士委任となります。

◆訴状が送付されてきた場合

⇒答弁書の提出期日および裁判所への呼び出し日を確認ください。



弁護士委任の際の注意点

- ◎弁護士委任については、保険金を支払うことができる事案については、保険金から支払いすることが可能です。
- ◎ただし、弁護士委任をされる前には、必ず保険会社と相談ください。
- ◎相談なしに委任された場合で、高額な弁護士報酬の場合は、全額を保険金から支払いできないことがあります。また、被害者への法律上の賠償額が契約の保険金額を上回った場合は、弁護士費用を全額支払いできずその割合に応じて削減されるので、予めご注意ください。



上記の様に交渉の相手としていろいろな方が、登場されて来た場面での言い方の例示としては、次のような話し方をしてください。

『法律上正当な賠償請求権を持つ方に事故解決に向けたご説明を行っております。賠償請求権を持たれている方から、別の方（他の方）への説明を依頼された場合については、対応を検討いたします。』

死亡事故の場合は、相手の方の戸籍謄本を取り寄せ、法定相続人等を正確に把握することも重要です。なお、事故の態様や状況により、賠償請求権者は、次の通りとなりますので、参考にしてください。

◆事故の態様	◆損害の項目	◆賠償請求権者	
人身事故 ⇐⇒	傷害→	治療関係費……………	被保険者本人もしくは親権者
		休業損害……………	被保険者本人
		慰謝料……………	被保険者本人もしくは親権者
	死亡→	死亡に至るまでの傷害……………	法定相続人
		葬儀関係費……………	法定相続人
		死亡による将来の逸失利益……………	法定相続人
		慰謝料……………	法定相続人
物損事故 ⇐⇒		所有者	

●無承認示談を防ぐ●

被害者との示談を円滑に終了させ、賠償額が保険金として支払われ、最終的に事案が円満に解決することが重要なことです。しかしながら実際には、保険会社の承認なく過大な賠償金額で示談を締結したため、賠償額が保険金で満額支払われないという事例も発生しています。そのようなことを防ぐために、賠償額を被害者へ提示する前には、必ず保険会社まで相談してください。

●保険金の支払方法について●

平成22年4月より、保険法施行に伴い、消費者保護の観点から賠償責任保険においては、先取特権が導入されています。先取特権とは、被害者が賠償責任保険の保険金を確実に受領できることを法律上保護しています。

具体的には、賠償責任保険の場合、町村等が負うべき法律上の賠償金額が確定した後、支払われる保険金の支払い方法は、保険法上、次のいずれかの支払い方法になります。

◇町村等が被害者へ賠償金を支払った後、

⇒保険会社から町村等へ保険金が支払われる方法

この場合、賠償金が町村等より被害者に支払済みであることが分かる領収証などを保険会社に提出いただきます。

◇町村等が被害者へ賠償金を支払う前に、

⇒保険会社から町村等へ保険金が支払われる方法

この場合、被害者が賠償金を受け取る前に、保険金が町村等に支払われることについての承諾を被害者から書面で取ることが前提となります。実務的には、示談書にその内容を盛り込んだり、別途書面を用意していますので、この支払方法の場合は、保険会社に連絡ください。

◇町村等が被害者へ賠償金を支払う前であれば、

⇒保険金を直接被害者に支払うことも可能です。

この場合、被害者から示談書などで、被害者への保険金支払いを指図いただき、保険金支払いのための被害者の口座を指定いただきます。

5 事故発生時に多い問い合わせ事項と対応

Q 【出来れば、示談を早く済ませたいのですが、どのタイミングから交渉に入るのがよろしいですか？】

A 一般的に示談は、被害者の損害額が確定した時に、取り交わすものとされています。傷害事故の場合は、被害者が治癒した段階で入院や通院の日数等が確定するため、その時点で示談書を取り交わすこととなります。後遺障害が発生した場合には、後遺障害としての症状が固定した時点となります。死亡事故の場合には、概ね四十九日の法要を済ませた後で示談を開始し、示談書を取り交わしている例が多いのが実情です。

Q 【社会保険は、被害者に使用いただいた方がよいですか？】

A 入院を要する事案や治療期間が長期になると予想される事案については、被害者においては健康保険などの社会保険を使用するようご説明ください。

事故の場合においても健康保険が使用できるかの問い合わせも多いですが、一般のケガや病気と同様に健康保険の給付の対象となります。国民健康保険や労災保険など社会保険全般において同様の取り扱いとなります。

特に被害者側にも過失がある事案では、社会保険を使用することにより、過失相殺により減額される賠償の金額も合わせて減額されるため、被害者側にメリットがあり、円満解決にも繋がります。

なお、社会保険などを使用された場合には、社会保険などから加害者側に社会保険の適用範囲において求償される場合がありますが、その求償分についても保険での対象となりますので、求償があった場合には、保険会社まで連絡してください。

2. 事故原因究明と再発防止策の検討および実践

事故が発生した場合、事故の原因を速やかに究明し、二度と同じ事故を起こさないように事故原因をもとに万全の再発防止対策を講じておく必要があります。再発防止策を講ずる目的は、次にあります。

☆町村等の当該施設・業務、営造物等において、同様な事故の再発を防ぐ。

☆他の同じような施設・業務、営造物等において、類似事故の発生を防ぐために当該事故から得られた「教訓」を広く報じ、「学び」の手掛かりとして提供する。

☆全国の町村等における公共施設および公の営造物に関して、報告された同様の事故情報を活用し、安全の確保や利用度ならびにサービスの質の向上に資する。

事故原因究明と再発防止の検討にあたっての留意点

○事故後は、消防、警察により現場の立入禁止措置とともに現場検証が行われることから、関係者が現場検証に立会い、事故時の状況説明や施設仕様・凶面等の情報提供を行うなど現場検証に協力する必要があります。

また、町村においても事故原因の究明に当たるとともに、事故原因の究明が困難な場合は、外部の専門家（学識経験者、メーカー等）の意見を聞くなど、技術的な検証を行うことも必要と考えられます。

○事故は、複数の要因が重なり、連鎖して発生することが多いです。

また、事故の直接的な原因は、「このミスにある」と多くの人が直感できる場合がありますが、実際には、その背景には、根深い原因が潜んでいる可能性もあります。表に現われた事象だけを見て、うわべだけの対策を講じても、実効は無く、根を同じにする類似事故の再発は防ぎ切れず、一過性の表面的な対策を繰り返すことになりかねません。

原因究明から再発防止策に向けた POINT

1. 事故の直接的な原因だけでなく、その背景にある根本的な原因を明らかにして本質的な対策を講じることが、実効的な再発防止策となる。
2. 事故は、複合的要因から連鎖的に発生することが多いため、複眼的に原因究明して、効果的な対策を選択、組み合わせて再発防止を図る。

事故態様ごとに、すでに起きている事故から学ぶ！

1 学校事故が発生した場合、留意すべき点

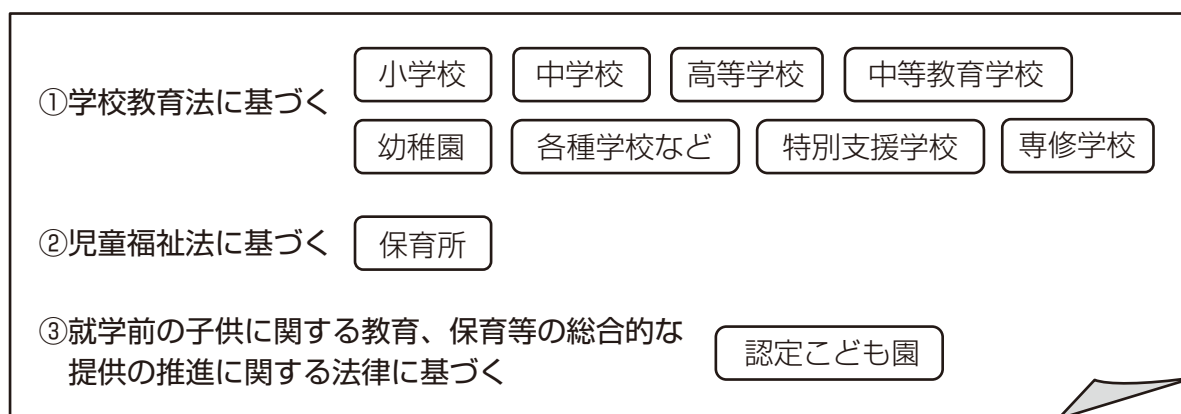
＜学校保健安全法＞（第三章 学校安全）第26条ほかの規定において、平素から学校管理責任者等に対して、次の対応が、求められています。

「学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生じる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。」

学校安全（防犯・交通・防災）

- ① 安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理
- ② 事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理
- ③ 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開などの通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理

対象とする学校の範囲



- 教室、保育室、教員室、診療室、宿直室、実験室、図書室、用務員室、体育館など学校建物本体および建物本体の付属施設
- プール、運動場、ブランコ、ジャングルジム、更衣室、シャワー室等体育遊戯施設
- 跳び箱、マット、ネット、園芸用具等学校教育の用に供する道具類
- 寄宿舎、共同プール、簡易プールあるいは林間・臨海学校等で使用する施設などで町村または学校の管理する学校敷地外にある学校専用の建物または施設（一般的に学校の専用に供する場合は、その専用に供されている間）
- 上記に付属する学校施設あるいは学校運営上必要な道具教材など

対象とする学校業務の範囲

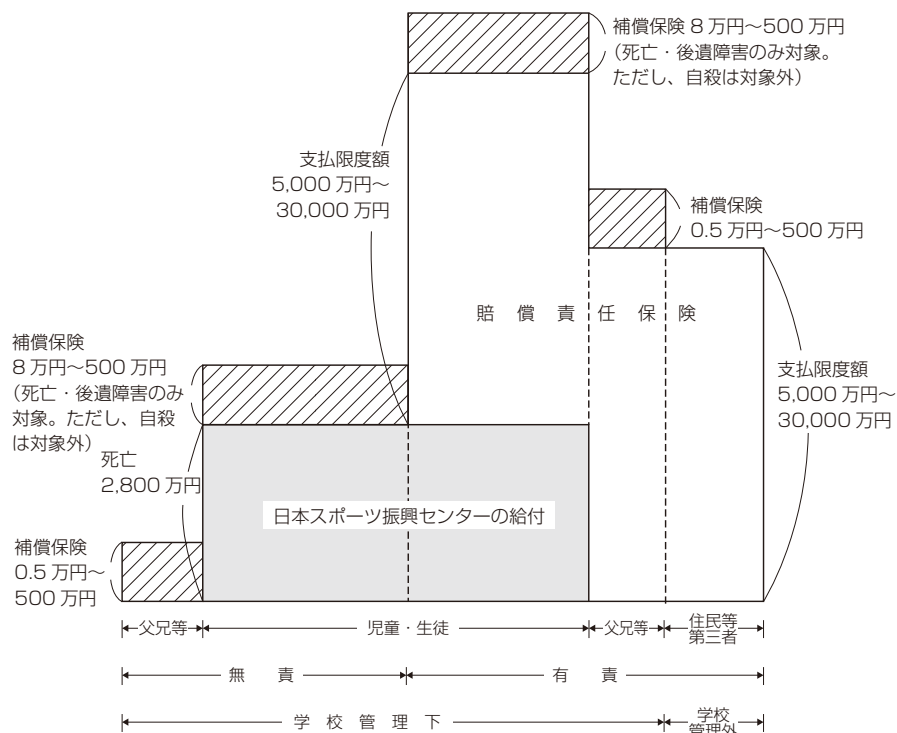
- ◆教育課程に基づく業務として行われる教育・保育活動（認定こども園を含む）
生徒会活動、ホームルーム、クラブ活動、入学・卒業式、文化祭、運動会、遠足・キャンプなどを含みます。
- ◆課外活動として行われる教育活動
補習授業、課外クラブ活動、林間・臨海学校、水泳指導、スキー指導、ハイキング・キャンプ
- ◆ボランティア活動などの社会奉仕体験活動および自然体験活動
- ◆登下校にかかる引率
- ◆その他の学校・保育業務遂行のため教職員などが行う活動

「補償保険」の学校管理下の範囲

* 日本スポーツ振興センターの規定に準拠し、次の場合としています。

1. 学校教育法の規定により学校が、編成した教育課程に基づく授業または、保育所の保育を受けているとき
2. 学校の教育計画に基づいて行われる課外授業を受けているとき
3. 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示または、承認に基づいて学校にあるとき
4. 通常の経路および方法により通学するとき（住居と学校外において、1の授業または、2の課外活動が行われる場所または、当該場所以外において集合もしくは、解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復するときを含みます。）
5. 学校が管理する寄宿舎にあるとき

<日本スポーツ振興センターの給付と全国町村会賠償補償保険制度との関連>



○日本スポーツ振興センターの給付額 (部分)

① 死亡見舞金……	2,800 万円		
② 障害見舞金……	1 級 3,770 万円	8 級 690 万円	
	2 級 3,360 万円	9 級 550 万円	
(ただし、通学中 はそれぞれ半額)	3 級 2,930 万円	10 級 400 万円	
	4 級 2,040 万円	11 級 290 万円	
	5 級 1,700 万円	12 級 210 万円	
	6 級 1,410 万円	13 級 140 万円	
	7 級 1,190 万円	14 級 82 万円	

注意 1： 補償保険金は、日本スポーツ振興センターの給付と併給されます。また、賠償事故の場合でも補償保険金は、賠償保険金と併給されます。

注意 2： 賠償責任保険は、日本スポーツ振興センターによる給付の上乗せ保険として設計されています。従って同センターとの契約の有無にかかわらず、損害賠償額から同センターより給付されるべき金額を控除した額が支払われることとなります。

注意 3： 学校管理下における保護者等（住民等第三者も含む）の災害（日本スポーツ振興センターでは対象外）についても、本保険制度の補償保険金は支払われます。

注意 4： 学校施設において、学校管理外の行事等（市民体育祭等）の開催中に学校の施設の瑕疵により発生した事故（日本スポーツ振興センターは対象外）についても保険金が支払われます。

注意 5： 日本スポーツ振興センターの補償金額は、死亡最高額 2,800 万円

2 公園など公の営造物に関する施設事故が起きた場合、留意すべき点

公園など公の営造物の施設事故において、設置の瑕疵が認められた事案は、その大半が民事事件（損害賠償請求事件）となっています。最近の傾向として、「海岸砂浜陥没事故」、「プール水死事故」に代表されるように刑事事件として施設管理の責任者および担当者らが起訴されている事案が見られるほか、老朽化施設、安全管理の不備による事故においては、施設管理者の責任者および担当者、製造者が書類送検されるケースも見られます。

民事事件の事案で、裁判所の判断の大部分は、公の営造物の施設事故の安全管理に起因する事故で瑕疵が認められています。また、利用者側に何らかの過失があった場合、損害に対する公平な責任分担の観点から過失相殺が行われています。

* 遊具の事故の場合

◆遊具の事案で裁判になった事案は、団地内の遊び場などの都市公園以外で発生した事案と見られます。公園、広場等における遊具については、国の安全指針や安全管理・事故情報の提供と周知、日常点検、講習会等の事故防止のための安全確保の取り組みが一定の成果を挙げつつあり、遊具の施設管理に起因する事故減少につながっています。

裁判例から読み取れる POINT

公園、広場等公の営造物の施設管理者に対しては、国の安全指針等の安全管理に関する情報提供の周知を図るとともに、日常点検、講習会や安全管理セミナー等の開催により、事故発生防止のための安全点検の技術向上と人材育成のほか、地域や学校、幼稚園・保育園、保護者等と連携した安全確保の取り組みが重要である。

* 広場・園路・サイクリングコース等での転倒事故の場合

- ◆「道路側溝転倒事故」（名古屋地裁平成 19 年 2 月 1 日判決）では、持ち上がっていた U 形側溝の蓋に足を取られて転倒した事故について、原判決を引用し「本件蓋が 5 cm ほど持ち上がっている状態は、歩行者がそれにつまずいて転倒する危険性は十分にあり、本件歩道には通常有すべき安全性を欠いていたと一応認定することができる。」としている。また、「本件蓋の持ち上がり状態が生じてから、本件事故発生までの間に、その状態を発見し、補修することは十分可能であった」と判断されており、同じ「公の施設」である公園等においても、U 形側溝の蓋の持ち上がり状態などについては、十分注意して維持管理を行う必要があるとされています。
- ◆「町道グレーチング転倒事故」（千葉地裁平成 14 年 1 月 21 日判決）では、歩行者が坂道を驟雨の中を下り、歩行中にグレーチング上で滑って転倒した事故について、「本件町道の構成部分として通常有すべき安全性を欠いたものであり、その管理に瑕疵があった」とされた。「傾斜の程度が 13 ないし 21 度の範囲で異なり、一般的にいても比較的歩きにくい道路」で、「激しい降雨時には、その危険性がいっそう高まる」と指摘した上で、「このような道路に特に滑り

やすい構成部分」があれば、「歩行者がその部分で転倒する危険性が存在することは、一般論として肯定することができる」、「滑り止めグレーチングの交換することは可能であり、それほど困難なことではなかった」と指摘しています。

裁判例から読み取れる POINT

公園における園路の事故は、アスファルト舗装やコンクリートブロック舗装等の歩道の事故事例と同様に、滑りやすい路面箇所や素材、つまづき等により転倒するおそれがある箇所については、それぞれの状況によるが、「通常有すべき安全性を欠いたもの」として管理瑕疵を問われる可能性があるので安全措置を検討する必要がある。

また、園路路面の不陸や沈下、劣化によるひび割れ、段差等は、舗装基盤や素材・材料、植栽場所と園路の位置関係と密接に関わっており、設計・施工と公園施設の維持管理の両方に起因する事故でもあることにも注目して、安全対策を検討する必要がある。

* 法面・傾斜地での転落事故の場合

- ◆ 「校外学習崖転落事故」（浦和地裁平成3年10月25日判決）では、遠足に出かけて自然公園内の国民休養地で遊んでいた児童が崖から転落した事故について、「幼児や児童が頻繁に利用する自然公園として通常有すべき安全性を欠いていたものであり、公の営造物の設置管理に瑕疵があった」とされた。
- ◆ 「本件斜面は芝や短い草に覆われており、小学校の児童にとっては、格好の遊び場」であって、子供が「走り出したくなることは、経験則上明らか」と指摘している。「本件斜面は、傾斜角が20ないし30度あること、崖の存在が上からは、分かりにくいこと」から、「走り出すとかなりのスピードがついた状態で何の心構えもなく崖から転落し、重大な事故に至る危険性が高いことが認められる」と指摘している。県は、「とりわけ児童や幼児が、本件斜面上から駆け下りてきて崖下に転落することのないように、転落を防止するための措置を講ずべき、公園設置管理上の注意義務があった」と指摘しています。

裁判例から読み取れる POINT

斜面地や法面下方の崖や擁壁付近においては、転落の危険性に気付かないまま事故に遭う危険性を内包しており、子供の立ち入りが常態化している場合や事故予見の可能性がある場合には、管理瑕疵が厳しく問われる可能性があるため、立入禁止や防止柵、注意看板等の立入抑制の措置を講ずる必要がある。

* 植栽等に係わる事故の場合

- ◆「自然公園の溪流落枝事故」（東京高裁平成19年1月17日判決）では、「もともと危険を内包する竹木について、その安全性につき社会的に期待されるレベル、その有すべき安全性の程度は、それが生立する自然的・社会的状況によって異なるものであるから、竹木の支持の瑕疵、すなわち維持管理の瑕疵の有無についても、自然的・社会的状況に照らして、その安全性の程度を判断することが必要」と判断しています。
- ◆本件事案では、「事故現場付近にベンチや野外卓が置かれ、多くの観光客が散策ないし休息することが予想されている場所であり、このような状況下にあっては落木・落枝による場合を含め、人への危害を及ぼさないよう、適切な維持管理に当たる責任があった」と指摘し、「落枝事故が起きたブナは、高老木で立枯れ状態にあったにも関わらず、伐採や警告表示するなどの事故回避措置を講じなかった」として、管理瑕疵を認めた。

* 工作物に係わる事故の場合

- ◆工作物の事故事例は、施設の破損など維持管理に起因する事故と施設の構造や設置に関わる事故、利用者側の不適切な利用や不注意等に起因する事故に分けられます。
- ◆維持管理や施設の構造等に関する事故の場合、通常有すべき安全性を欠いていたかどうかが大きく関わっています。
- ◆利用者の行動や不注意等に起因する事故の場合、本来の用法または、通常予想される方法で使用されたのか、通常予想される方法で使用された場合に予測される事故に対して必要な事故防止の措置を講じていたかが問われており、施設管理者側だけでなく利用者側にも責任が問われた事案が見られ、判決内容の過失相殺の割合にも注目する必要があります。
- ◆近年、一本支柱または、二本支柱の工作物で支柱地際付近の腐食・腐朽に起因する倒壊事故、ベンチ座板の消失・固定不良等の維持管理に起因する事故がある程度発生しています。

裁判例から読み取れる POINT

通常備えるべき安全性を欠いていたとされた事案 ➡ 予見の可能性が問われる

「サッカーゴール転倒死亡事故」（鹿児島地裁平成 8 年 1 月 29 日判決）では、公園広場に置かれた移動式サッカーゴールの管理が、通常備えるべき安全性を欠いていた状態で置いていたとして設置・管理に瑕疵があったとされた。

近年のサッカー人気を受けて、移動式サッカーゴールを設置したグラウンド、公園が多くなっているが、公園内でゴールを保管する際に、立てたまま又は、単に倒したまま放置することは、「通常備えるべき安全性を欠いた状態で管理されたもの」として、管理瑕疵を問われる可能性があるので、地面やフェンス等に金具等で確実に固定して保管するなど、安全管理の徹底が必要である。また、その重量や形状からみて事故予見の可能性がある場合には、管理瑕疵が厳しく問われる可能性があり、移動方法や設置方法などの取り扱いについての利用指導、注意事項等の措置を徹底する必要がある。

利用者の過失による事故 ➡ 本来の用法が問われた事案

「動物公園サークルベンチ死亡事故」（東京高裁平成 18 年 12 月 14 日判決）では、事故の直接原因はサークルベンチ内側の低木植栽の枯枝であったが、サークルベンチ及びその内側の低木植栽について、設置・管理の瑕疵がなかったとされた。

「本件ベンチのように幼児用あるいは、子供用に用途が限定された施設ではなく、一般利用者を対象とした形状の施設を利用する場合」には、「直ちに危険を回避するための措置を取りうる範囲内に保護者がいることが本来の用法であるものと解するのが相当」と判断された。

利用者の行動や不注意等に起因する事故では、「本来の用法」又は「通常予想される」方法で使用されたのか、「通常予想される」方法で使用された場合に予測される事故に対して必要な事故防止の措置を講じていたかが重要となる。

全国町村会総合賠償補償保険は、昭和59年10月に創設され30年を迎えましたが、その間の制度運営の実績から適正な事故解決に結びついた直近の事故事例の紹介と事例から学ぶ事故処理のポイントを解説いたします。

1. 賠償責任保険および補償保険

①人身賠償事故

- | | | |
|----|--|-----|
| 1 | 脇に田んぼがある町道を被災者が夕方に散歩中、路面に水コケが生えているのに気付かず足を滑らせ後頭部、背中等を強打負傷 | 039 |
| 2 | 保健センターにおいて結核・肺ガン等各種ガン検診を実施中、施設内を歩行移動していた際に、つまづき転倒した模様で身体を強く打撲 | 040 |
| 3 | 養護老人ホームにおいて、被害者を歯科医へ送迎する前に敷地内で転倒、骨折 | 041 |
| 4 | 地籍調査事業に参加していた被害者が、調査課職員の触った腐食した竹が倒れ、頭部にあたり、転倒受傷 | 042 |
| 5 | 児童館設置の屋外に設置の遊具で小学生が遊んでいたところ誤って転倒、大怪我を負う | 043 |
| 6 | 多目的グラウンドにてサッカー競技練習中、地面突起物に引っかかり転倒、負傷 | 044 |
| 7 | 給水設置工事でため池からの簡易消火栓への送水管と上水道用配水管と取り違い給水装置に接続し、上水道として供給、健康等に不安、精神的苦痛を与える | 045 |
| 8 | 歩行者優先歩道に設置されているグレーチングとグレーチングの隙間に、自転車の車輪が食い込み転倒し負傷 | 046 |
| 9 | 自転車で歩行中、道路を横断しているグレーチングの破損していた部分に自転車の前輪がはまり、転倒し負傷 | 047 |
| 10 | 河川で転落死亡 | 048 |
| 11 | 海岸から駐車場へ移動する際、歩行中、車止めに繋げてあるチェーンに足をひっかけ、転倒 | 048 |
| 12 | 道路を歩行中、路肩のコンクリートが剥離しており、落下とともに転落、負傷 | 049 |
| 13 | 道路の穴ぼこで、バイクが転倒し、バイクが損傷、運転者もケガ | 049 |
| 14 | 公園の石垣が崩れ、負傷 | 050 |
| 15 | 町の管理する道路で、固定式の据え置きタイプのグレーチング蓋に助手席側の前輪が乗り上げ、畑へ転落、車両が破損、負傷もする | 051 |
| 16 | 橋のジョイント部分の隙間に自転車がはまり、身体を投げ出され負傷、自転車も破損 | 052 |
| 17 | 温泉施設浴室において椅子に腰掛けていたところ、脚部が折れて転倒し受傷 | 053 |
| 18 | 保育園内での預かり保育中、遊具で遊んでいた時、人差し指先端を切断する大怪我 | 054 |
| 19 | 小学校内での放課後、玄関踊り場にて児童達が遊んでいるうちに段差から転落し、顔面挫創等の傷を負う | 055 |
| 20 | 調理実習中の授業において食中毒事故発生 | 056 |
| 21 | 中学校プールにおいて体育授業の水泳実習中、飛び込み台から飛び込みプール底部で頭部を強打、脊髄損傷等の大怪我を負う | 057 |
| 22 | 台風の接近により児童の下校を正門前で待っていた父兄が、突風で倒れてきた門扉にあたり負傷 | 058 |
| 23 | 中学校の柔道場で柔道部の部活動中、柔道部顧問に技をかけられ、急性硬膜下血腫で意識不明、死亡 | 059 |
| 24 | 小学校内のグレーチングに隙間があり足を落とし負傷 | 060 |
| 25 | 中学校クラブ活動交流会において中学校中庭で20cmの穴に片足が落ち負傷 | 060 |

26	剣道部のクラブ活動中、竹刀が目当たり負傷	061
27	サッカー部のクラブ活動中、野球部のノックのボールが目当たり負傷	061
28	保育所の保育士が園児を散歩中、目を負傷させる	062
②物損賠償事故		
29	大雨により道路隣接の建屋（半地下室）に雨水が流入収容物浸水事故	063
30	消防団員が消防ホースを乾燥塔に干していたら強風でホースがはずれ、駐車車両を破損	064
31	台風による大雨で、浄水場斜面が崩落、隣接する所有地および蘭小屋へ土砂が流入、建物と蘭ほ かへ被害を及ぼす	065
32	草刈り作業中の飛び石により、走行中の被害者の車両をキズつける	065
33	町有林の倒木により街灯柱が折れ曲がり、道路を塞ぐ	066
34	ゲリラ豪雨により町で設置した浸透マスでの雨水が処理できず、福祉施設厨房に流れ浸水	067
35	消防ホースを乾燥塔で乾かし、公民館へ移動、消防ホースの紐の縛り方が緩かったため、風であ おられ紐が外れ、消防ホースが駐車中の車をキズつけた	067
36	町立グラウンドにおいて隣接する町有林からの倒木があり、駐車中の車が破損	068
37	東日本大震災で壊れた石倉の壁を修復していなかったため、強風により大谷石が崩れ、隣接の墓 石を壊す	068
38	温泉水タンクが爆発、仕切り板、民家直撃、屋根に突き刺さる	069
39	町の所有する山が、雨により崩れ、民家2棟を破損	069
40	公園にある住宅裏の岩石崩壊により、住宅を直撃、住宅が傾く	070
41	台風で公園にある樹木が倒木、隣接する建物と駐車中の車両を損壊	070
42	多目的グラウンドで地区中学校体育大会実施中、サッカー部が設置した折りたたみテントが強風に あおられ、駐車中の車両に接触、破損	071
43	町で所有管理する防犯灯が、強風で突然倒壊、道路一時停止中の車にあたり破損	071
44	公民館屋上の雪庇が落下し、風圧等で隣接したアパートの窓ガラス等を破損	072
45	公園内で花壇の水を散布していた際に、駐車中の車に水が飛び、車に砂が付きキズを負わず	072
46	小学校体育館施設フェンス設置の看板が倒れて、走行中の車両に接触、破損	073
47	急勾配な狭い町道を車両積載型トラッククレーンが通行中、山から出ていた木にクレーン操作機 類が接触し、破損	074
48	町道を自動車が走行中、落石が発生し、自動車の一部を損傷	074
49	被害車両が、コミュニティセンター敷地内を通ったところ、グレーチングの蓋が跳ね上がり、ガ ソリンタンクのパイプを破損	075
50	道路用地内の街路樹の根元が腐食、強風にて倒れ、車両を破損	075
51	走行中の車両が、路肩に停車しようとしたところ、舗装が陥没し、左前輪が落ち、自動車損傷	076
52	木材運搬車が走行中、道路路面が陥没し、トラックがその穴に落下し、破損	076
53	走行中、下水マンホールによる段差を確認し、避けようと方向転換したが、仕切り弁BOXと路 面との段差にタイヤを取られてホイールほか損傷	077
54	町で設置の仮設住宅の案内板が強風により外れて車両にぶつかり、車両を損傷	078
55	グレーチングが跳ね上がり、バス停に停車しようとしたバスの車両底部等を傷付けた	079
56	被害車両が走行中、街路樹支柱が折れていたため、支柱と接触、車両が破損した	079

57	広域農道において立体交差牧道の橋梁部分から落下した雪塊が、軽トラックフロントガラスを直撃、車両が破損	080
58	被害車両が、村道を走行中、突然落石があり、車体の下へ入りこみ、激しくぶつかり、破損	080
59	道路に発生した穴で通行車両のタイヤが損傷	081
60	管理道擁壁つきの山肌から落石事故が発生、駐車車両が損壊	081
61	管理区域の落石にて車両に被害	082
62	道路中央に設置されていたグレーチングの蓋が跳ね上がり自動車に損傷を与える	083
63	町道穴凹に走行車輪が落輪、その反動でフェンダーの一部が損傷	084
64	自動車で通過した際に、グレーチング蓋が跳ね、その衝撃で前・後輪のタイヤがグレーチング蓋の角により切断され、パンクする	084
65	農道を走行中、倒木が発生していたため、急ブレーキをかけたが、間に合わず接触、損傷	085
66	林道のグレーチングが走行中、跳ね上がり、車の腹部にあたり破損	085
67	走行中のトラックが高速自動車C-BOXに差し掛かり、そのまま進入、トラックの荷台部分がボックスの天井に引っ掛かり、損傷した	086
68	町が設置した有線ケーブルが突然落下し、走行中の車両をキズつけた	087
69	町道陥没で浄化清掃車が落輪、クレーン車で車を引き上げる	087
70	夜間、雨降り、道路水溜り穴凹に車が落輪、タイヤ、ホイール等損傷	088
71	蓋無しU字溝に車を落下させてタイヤと車体破損	088
72	町営団地内の樹木が根腐されし、倒れ駐車車両を破損	089
73	街路樹の枝伐採中に落下した枝が作業車両の屋根に落下し、走行中の車両を破損	089
74	路面凍結のため車両がスリップして、他の走行車両に衝突し破損した	090
75	舗装が剥離し路面が陥没していることに気付かず進入し、衝撃により車両破損	090
76	法面からの落石に乗り上げ、車両が破損	091
77	踏切前停車中、堤防から伸びている桜木の枝が折れ、車両に落下、車両を破損	091
78	夜間体育館駐車場車止め金具で駐車場車両底部を損傷	092
79	臨時駐車場に入る際、段差解消鉄板がはずれ、バンパーが破損	092
80	木の剪定作業の際、木屑が飛んで塗装中の家屋を汚損	093
81	道路反射鏡の支柱の根元が腐食し、倒れて車に衝突した	093
82	学校職員がパソコンソフトを違法にダウンロード、賠償請求される	094
83	野球部の部活動による打撃練習中、打ったボールが校庭南側のフェンスを超え、国道走行中の車両に当たりルーフ部分を破損させる	095
84	小学校駐車場において、落雪があり、駐車中の車が破損	095
85	中学校生徒のいたずらで自動車を破損	096

③補償保険事故

86	区役の草刈り作業中、高い段から下に降りようとした際に、足を滑らせ転落、後遺障害の負傷	097
87	研修センターでの土手の草刈り作業中、はしごから落ちて膝を痛める	098
88	町の農村環境改善センターへ古文書出前講座に参加のため来ていた受講者が、階段で転落し負傷	098
89	公民館において、地区ふるさと祭りの準備、あと片付けの際に折りたたみ式卓球台をたたもうとしたときに挟まれ、指第一関節切断の負傷	099

90	子どもをみまもり隊顔合わせ会終了後、町道を自転車で走行していた折、同僚メンバーの自転車に接触し、転倒受傷	100
91	ご高齢の行政区班長が町広報誌ならびに地区町内会事業チラシを配布中、つまづいて転倒、大怪我を負う	100
92	町の防災訓練実施中、要救護者を運ぼうとした際、腰椎を骨折	101
93	行政区班長が区長から配布物を配布するため、自転車にて向かっている際に、横転、大怪我を負う	101
94	町民体育祭の輪投げ競争に出場した際に、バランスを崩し、転倒、背骨を骨折	102
95	選挙の投票を行うため、投票場である団地集会場に入ろうとした際に、段差に足を取られて転倒、負傷	102
96	公民館対抗ソフトボール大会に選手として参加、左足ふくらはぎを痛めた	103
97	交通安全推進委員会から指示により回覧を自動車で配達中、誤って停車中の自動車に衝突、さらにその勢いで別の被害車両にも衝突、本人死亡	103
98	町開催の転倒骨折予防教室において、運動実習中、大腿骨骨折	104
99	町の街灯ハンギングバスケットの花殻摘み作業中、脚立から転落し、腰椎を骨折	104
100	村主催緑化祭に参加して、植栽作業で移動途中、山の上から落ちてきた木の破片が腹部にあたり、負傷	105
101	老人クラブ健康づくり教室において、片足立ち測定実施中、被害者がバランスを崩し、大腿骨を骨折	105
102	介護予防事業「いきいきふれあい広場」に調理ボランティアとして参加の途中、バイクで道路の段差を誤って登り、転倒、足を骨折	106
103	ソフトボール試合中、グローブをしてない人差し指に打球があたり骨折	106
104	村まつりに参加していた被害者が、雨に対応する作業を行っていた作業員と接触し、転倒骨折	107
105	町立球場にて社会人野球大会で走塁中肉離れ	107
106	キャンプに参加し、敷地内のモンキーブリッジから飛び降り転落、骨折	108
107	防災訓練の救護搬送の場面で担架で人を持ち上げようとしたところ担ぎ手の腰部に過度の負担がかかり圧迫骨折	108
108	障害者の作業訓練としてパン作りの作業を行っていた際、被害者が、流し台の床に水滴が飛び散っていたところで滑って転倒、骨折する	109
109	町立の中学校において、柔道部での部活練習中、被災生徒が、倒れ、脳挫傷で死亡	110
110	小学校児童が休憩時間中にサッカーでケガ	111
111	小学校児童が帰宅途中、交通事故に遭い死亡	111
112	小学校管理下のサタデースクールに向かう途中、転倒、骨折	112
113	中学1年生徒がバスケット部練習中にケガ	112
114	小学校6年生が授業のドッジボールで負傷	112
115	中学生が体育館でろく木にぶらさがり遊んでいたときに負傷	113

2. 予防接種事故賠償補償保険

1	保健センターにてMRワクチン接種後、8日後、発熱、入院し、痙攣重積型急性脳症と診断される	114
2	保健福祉総合センターにてBCG予防接種を行った際、接種医が管針の針で擦りつけてしまい、幼児の左腕に擦り傷を負わせる	115

- 3 私立の一般病院にてインフルエンザ予防接種を行い、排出困難、その後改善せず、歩行困難となる、その翌年にも公立病院で予防接種を受ける…………… 116

3. 公金総合保険

- 1 県から生活保護費として給付予定の公民館金庫に保管されていた現金が盗難に遭う…………… 117
- 2 後方から公金が入ったバックをひったかれた…………… 117
- 3 町の勤労青少年ホームの事務所内にあった金庫から、施設利用料等が入った手提げ金庫が盗まれる… 118
- 4 幼稚園の職員室内の耐火金庫に収容されていた保育用品の徴収金が盗まれる…………… 118
- 5 小学校の職員室内の簡易金庫に収容されていた現金が盗まれる…………… 119
- 6 町営の公衆浴場において、多額の売上げ現金が盗まれる…………… 119

1. 賠償責任保険および補償保険

①人身賠償事故

1 脇に田んぼがある町道を被災者が夕方に散歩中、路面に水コケが生えているのに気付かず足を滑らせ後頭部、背中等を強打負傷

事故状況……〇〇町道にて犬の散歩中、脇にある水田の用水が道路に流出していたため、路面には、水コケが生えていた。すべり易い状態であったので、注意しながら水量の少ないところを通っていたが、後ろ向きに滑って後頭部、背中等を強打して負傷する。

支払項目……打撲による通院治療費

責任割合……町：責任なし

解説・備考……本件事故は、道路管理者である町に、被災者が水コケにより滑り易くなったところを通って転倒した損害について、設置、管理に責任があるか否かが問われるケースである。

国家賠償法第2条1項に照らして見ると、賠償の責めが発生する要件は、

①対象は公の営造物であること。

②その設置・管理に瑕疵があること。

③損害が発生し、瑕疵と損害に因果関係があることである。

そうして管理の瑕疵については、どの判例を見ても、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を言うとされている。

本件の場合、現場の事故状況を確認したところ、田んぼから溢れた水が直接の事故原因であることが判り、田んぼの所有者へは、水利組合長から注意を促し二度と水が流れ込まないよう対策を取ってもらった。しかしながら通常、田んぼあぜ道から水が溢れる事態は、予見できず道路管理者として、安全性を欠いていたとは、見られない。



2 保健センターにおいて結核・肺ガン等各種ガン検診を実施中、施設内を歩行移動していた際に、つまづき転倒した模様で身体を強く打撲

事故状況……〇〇町保健センターにおいて結核・肺ガン等各種ガン検診が実施されていたが、被災者が、検診車にて結核・肺ガン検診受診後、引き続き胃ガン検診を受診するために再度施設内に戻ろうとしたときに転倒し、身体を強く床に打ちつけて負傷した。転倒時、本人は「ふらついて転んだ」と言っていたが、屋内は、屋外より床面が10cm程高くなっており、検診を待っていた人の話しでは、被災者は、その段差につまづいて転倒したように見えたと言っている。

支払項目……入院治療費用 後遺障害

責任割合……町：100%責任

解説・備考……保健センター施設では、利用者が医療、各種検診、予防接種等を安全に受けられようするため、施設管理者である町は、優先して安全対策を講ずべき場所を見出し、その場で常識的に起こりうる危険は何か。危険の大きさや特徴を想定して安全確保に努めることが必要である。当該保健センターは、検診に利用するため、屋内と屋外を行き来できるようにしており、屋内は屋外より床面が10cm程度高くなっている。事故当時、検診を待っていた人の話では、被害者はその段差につまづいて転倒したように見えたと言っている。

利用者が常時、行き来する入口の段差は、つまづき易いリスクが存在しており、本来なら解消すべき箇所であり、いわんや何ら注意・警告表示もされていない状態は、設置、管理の瑕疵を問われかねない。

3 養護老人ホームにおいて、被害者を歯科医へ送迎する前に敷地内で転倒、骨折

事故状況……養護老人ホームにおいて、歯科医へ送迎する前に敷地内で転倒、骨折、歩行器で施設ロビーの出口付近まで、被害者を見守りながら、輸送車の後方まで誘導してきたが、方向転換しようとした際に、支えに行くが間に合わず、転倒、右大腿骨頸部を骨折する。

支払項目……慰謝料 その他に入院治療費

責任割合……町：100%責任

解説・備考……高齢者福祉関係施設での半数以上の事故は、養護老人ホームならびに特別養護老人ホームで起こっている。しかも送迎時の事故が多発している。高齢者の行動範囲に着目した施設内での事故防止・注意喚起が重要である。施設事故における判例のポイントは、次のとおりである。

- ①施設が、送迎バスの送迎時に適切な安全配慮ができていなかったこと。
- ②施設が、利用者が送迎バスの乗降時に転倒の危険があることを予見可能であったこと。
- ③施設が、利用者のバス乗降時にきちんと安全配慮ができれば、転倒を回避できる可能性（結果回避可能性）があったこと。

本件のケースでは、他の入所者と同様に手が離れた際の対応として、声かけや支援サポート等について、配慮が不十分であったと見られる。

4 地籍調査事業に参加していた被害者が、調査課職員の触った腐食した竹が倒れ、頭部にあたり、転倒受傷

事故状況……町が実施する地籍調査事業に土地所有者として参加していた被害者が、調査課職員の触った腐食した竹が倒れ、頭部にあたり、転倒し約3m滑落頭部打撲および頸椎捻挫を負った。

支払項目……治療費 通院交通費 慰謝料 休業補償

責任割合……町：100%責任 過失相殺なし

解説・備考……現地は、山間部に位置する竹林である。戦時中は、畑として使用していたが、近年は作付を行った形跡はなく竹に浸食され、その竹も降雪等により倒れるなど荒廃し、また古老の不在により境界が不明な状況にあった。国土調査法にもとづく町主催の地籍調査事業活動中であり、調査課職員も参加しており、町の管理下で起きた事故である。事故状況として、町職員は、被害者へ避けるように声を出したが、被害者は、町職員に背を向けた状態にあり、回避できず頭部から転倒したことから、最終的に過失相殺は、問えないと判断された。



5 児童館設置の屋外に設置の遊具で小学生が遊んでいたところ誤って転倒、大怪我を負う

事故状況……町児童館設置の屋外に設置の遊具（遊動ブランコ）で小学生が遊んでいたところ、誤って転倒し、大怪我を負う

支払項目……入・通院治療費

解説・備考……本件の遊動ブランコは、他の遊具と比較してその軌道範囲が大きいため、その軌道内に他の児童が入る余地が相対的に大きい。遊動中には、シーソーのはしご部分や握り棒の部分が児童の身体を直撃した場合、重大な負傷事故が発生する可能性が高い。そのような事情から本件のようなシーソーは、平成20年に国土交通省から、このような遊具は撤去した方がいいとの通知がなされている。町として全く無責主張を行うのではなく、シーソーの設置上には、安全域が不足していた点、注意喚起を促す看板が無かった点、会館の休館日には、門・扉を閉めて、シーソーは、使用できないようにしておけばよかったなどを考慮し、治療費を支払った。

<遊具による負傷事故の状況>

遊具に係わる事故での負傷者の年齢構成は、12歳以下のこどもの占める割合が高い。事故発生時の遊具種類別では、「複合遊具」が最も多く、次いで「滑降系遊具」、「揺動系遊具」、「回転系遊具」、「登はん運動系遊具」の順で、上位の3つの遊具が半分以上を占めている。主たる事故原因は、「利用者の不注意・不適切な行動に起因」4割弱、「管理に起因」3割弱、「設計に起因」が1割強であった。

6 多目的グラウンドにてサッカー競技練習中、地面突起物に引っかかり転倒、負傷

事故状況……多目的グラウンドにてサッカー競技練習中、グラウンドに設置していた野球用ベース基礎が地面から突起し、それに足が引っかかり転倒、右鎖骨を骨折する。

支払項目……入・通院治療費

責任割合……町：80% 被害者：20%

解説・備考……多目的グラウンドにおいて、グラウンドに設置されていた野球用ベース基礎が、地面から突起しているそのままの状態にしておけば、別の競技で練習する人達が、その箇所を通ればそれにつまずいて転倒する危険性は十分にあり、通常有すべき安全性を欠いていたと認定することができる。

突起する状態にしていたことは、施設管理に不十分さがあったことは否めない。つまずいたことについて、本人ほかの責任もある程度認められる。



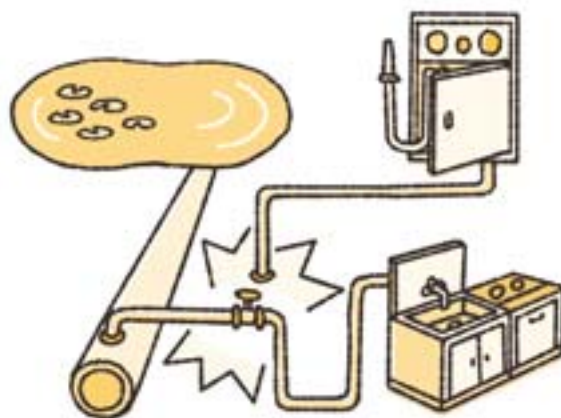
7 給水設置工事でため池からの簡易消火栓への送水管と上水道用配水管と 取り違い給水装置に接続し、上水道として供給、健康等に不安、精神的 苦痛を与える

事故状況……許可済みの給水設置工事でため池からの簡易消火栓への送水管と上水道用配水管と誤り、給水装置に接続し、上水道として供給、健康等に不安、精神的苦痛を与える。

支払項目……慰謝料、休業補償、家電買い替え費用、給水管洗浄費用等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……現場を掘削したところVP 75 mmのパイプが出てきたため、上水道のパイプと
思いこみ、確認しないまま接続したことは、現場作業上の大きなミスであり、過
失責任を問われた。町は民間業者から水道管を買い取って町水道事務所を開設し
た。配水管はそれ以前に地域住民が設置しており、町には配水管の存在を示す記
録がなかった。



8 歩行者優先歩道に設置されているグレーチングとグレーチングの隙間に、自転車の車輪が食い込み転倒し負傷

事故状況……歩行者優先歩道に設置されている溝蓋と溝蓋の隙間に、自転車の車輪が食い込み転倒し、右頬打撲および頸椎を損傷した。

支払項目……入・通院治療費 休業損害等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……もともと隙間があることが、分かっていたり、前方を見ていれば回避できた場合などは、過失相殺となるが、本件の場合、そのような状況ではなかったと見られる。判例によれば、「営造物の安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存在する物理的、外形的欠陥ないし不備によって、他人の生命、身体又は財物に対し危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物の設置・管理者の不適切な管理行為によって本件の危害を生ぜしめる危険性がある場合も含むものと解すべきである（東京地裁 1990年3・13）」とされており、本件の場合、物理的欠陥のある状態をそのままにしておいたために生じた事故であり管理に瑕疵があったと見られる。

9 自転車で歩行中、道路を横断しているグレーチングの破損していた部分に自転車の前輪がはまり、転倒し負傷

事故状況……友人と自転車5台で隊列にて、走行していたところ、道路を横断している水路上のグレーチングの破損していた部分に自転車の前輪がはまり、転倒し負傷、自転車も破損した。

支払項目……通院治療費 傷害慰謝料 自転車修理費用等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……グレーチングが破損しており自転車のタイヤがはまり転倒したので、次の根拠説明に基づいて、町の責任100%と見られる。

管理瑕疵とは、最高裁判例（昭45・8・20 高知落石訴訟）によれば、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいい、この「通常有する安全性を欠いている」こととは、

- ①当該営造物にその危険性が存すること。
- ②管理者において、その予見性が存すること。
- ③管理者において、その回避可能性が存すること。

をいい、本件の場合、グレーチングに破損個所が生じており、それにはまり転倒する危険性は十分あったにも拘わらず、その状態を発見し、補修することをせず、当該管理者が事故の回避措置を取らなかったことをいう。



10 河川で転落死亡

事故状況……スキー場地区に観光で訪れていた被害者が、行方不明となり、翌日数十メートル崖下を流れる河川から遺体で発見された。

責任割合……町：責任なし

解説・備考……事故の原因となった排雪道は、都道府県所有の管理地域であり、その雪道を作ったのも、都道府県管理道路の除雪を依頼した業者であることを確認した。町が所有管理していない場所で、場所の管理や業者への指導は、都道府県が行うもので、町に責任なしと判断された。

河川、湖沼、海浜などは、「自然公物」と定義され自然の状態のまま、すでに公共の用に供せられる実体を備えている物をいう。本件の場合の排雪道は、「人工公物」といわれ、行政主体において、人工を加え、且つこれを公の目的物に供用するものである。都道府県所有の管理下にある排雪道において生じた事故と見られる。

11 海岸から駐車場へ移動する際、歩行中、車止めに繋げてあるチェーンに足をひっかけ、転倒

事故状況……海岸施設を利用した後、海岸から駐車場へ移動する際、歩行中、車止めに繋げてあるチェーンに足をひっかけ、転倒、右肩を道路面に強打した。

支払項目……通院治療費 傷害慰謝料

解説・備考……夜間(夜9時頃)で照明もなく、チェーンの状態がほとんど分からなかった状況で、車両の進入を防止するためのチェーンで人の通行は認めている。進入時間を制限してはいない。注意喚起もなく回避できなかつたと見られ、過失相殺はなし。

判例によれば、「営造物の安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存在する物理的、外形的欠陥ないし不備によって、他人の生命、身体又は財物に対し危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物の設置・管理者の不適切な管理行為によって本件の危害を生ぜしめる危険性がある場合も含むものと解すべきである(東京地裁1990年3・13)」とされており、本件の場合、物理的、外形的欠陥ないし不備のある状態をそのままにしておいたために生じた事故であり管理不十分であったと見られる。

12 道路を歩行中、路肩のコンクリートが剥離しており、落下とともに転落、負傷

事故状況……草刈りへ向かう途中、路肩付近の路面のコンクリートが一部割れて、地面から剥離している箇所があり、その割れた部分に足を乗せたときに、足を滑らせ転落、骨折、肺も損傷した。

支払項目……入院治療費用等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……道路が崩壊し、歩行者が崖下に転落した事故であり、以下記載の通常有すべき安全性を欠いており、管理に瑕疵があったと見られる。

管理瑕疵とは、最高裁判例（昭45・8・20高知落石訴訟）によれば、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいい、この「通常有する安全性を欠いている」こととは、

- ①当該営造物にその危険性が存すること。
- ②管理者において、その予見性が存すること。
- ③管理者において、その回避可能性が存すること。

をいい、本件の場合、路面のコンクリートが一部割れて、地面から剥離する不良状況をそのままに放置しており、当該管理者が事故の回避措置を取らなかったことをいう。

13 道路の穴ぼこで、バイクが転倒し、バイクが損傷、運転者もケガ

事故状況……町が所有する道路に縦1 m、横0.5 m、深さ5 cm程度の陥没があったため、原付自転車の前輪がつまずき、転倒し、負傷、原付自転車も破損した。

支払項目……通院治療費用 バイク修理費用等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……現場の状況として、下り坂でカーブを過ぎたところにあり見通しが悪く陥没が分かりにくかった。頻りに舗装がはげる箇所であり、定期的な簡易修繕は実施していた。管理瑕疵の判断要素である①危険性②予見性③回避可能性これらの3つの要件が存在しているにも拘わらず、当該管理者が事故の回避措置を取っていないため、起きてしまった事故と見られ、管理に瑕疵があったと考えられる。

14 公園の石垣が崩れ、負傷

事故状況……被害者が通行中に公園側に設置されていた2段積の石垣、高さ約80cmの上段の石が、道路側に転げ落ち、両足を負傷した。

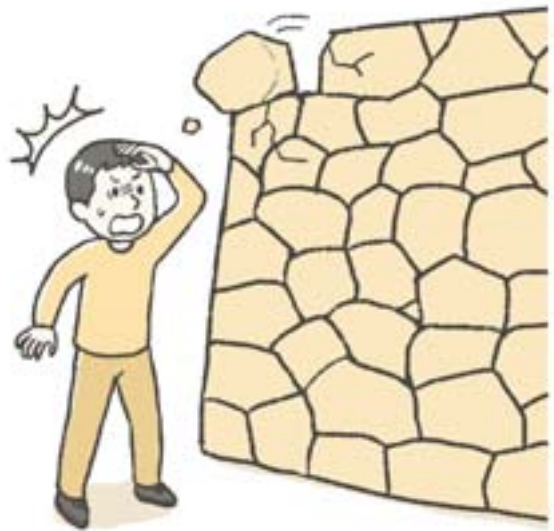
支払項目……入・通院治療費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……裁判判例によれば、公園管理者は、「通常人を基準として予想可能であったものかどうかの予見可能性」と「その予想に基づいて行なうべき適切な対応が取られたのかの注意義務」を洗い出し、それぞれが管理する公園に適用して対応する必要がある。とされている。

本件の場合の公園側に設置された石積が、老朽化して道路側に傾いたままの状態がすでに生じていれば、緊急な対応措置を講じていなければならない、施設管理に瑕疵があったと見られる。

公園内の石垣が老朽化して崩れやすい状態にあったのを放置していた事実を施設の瑕疵として国賠法の責任を問われることは免れない。



15 町の管理する道路で、固定式の据え置きタイプのグレーチング蓋に助手席側の前輪が乗り上げ、畑へ転落、車両が破損、負傷もする

事故状況……前輪がグレーチングに乗り上げたところ、車左側が持ち上げられ、片輪走行となり車が回転し、畑へ転落

支払項目……通院治療費 自動車修理費

責任割合……町：100%責任

解説・備考……判例によれば、「営造物の安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存在する物理的、外形的欠陥ないし不備によって、他人の生命、身体又は財物に対し危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物の設置・管理者の不適切な管理行為によって本件の危害を生ぜしめる危険性がある場合も含むものと解すべきである（東京地裁 1990 年 3・13）」とされており、本件の場合、グレーチングに何らかの異常の状態が生じていた（物理的、外形的欠陥ないし不備のある状態）にも拘らず、そのままにしておいたために生じた事故であり管理に瑕疵があったと見られる。グレーチングに何らかの不具合が生じており、その部分に乗り上げれば転落する危険性は、十分にあったにも拘らず、その状態を発見し、補修することをしなかった。



16 橋のジョイント部分の隙間に自転車がはまり、身体を投げ出され負傷、自転車も破損

事故状況……サイクリング自転車で橋を走行中、進行方向にあった橋のジョイント部分の隙間（幅約3cm 長さ約1.5m）に自転車の前輪がはまり、急停車した状態になり、身体が前方に投げ出され、路面に頭部・顔面を強打し負傷した。自転車も破損した。

支払項目……入通院治療費 自転車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……ジョイント部分の隙間は、昭和58年に当該橋が拡幅された際に、ジョイント部分を埋めるためアスファルト乳剤を充填していたが、経年劣化により隙間が生じていた。幅約3cm、長さ約1.5mの隙間は、相当程度の大きさで見られ、道路パトールなどの安全点検にて、発見確認されてしかるべきであったが、実際には、これらの異常は発見できていなかった。

定期的な安全点検、通常の道路パトールにおいて、十分な確認ができていなかった責任は否めない。

国家賠償法第2条1項の「設置又は管理」とは、民法第717条の「設置又は保存」と同義であり、同条項の「瑕疵」とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされている。管理に瑕疵とは、その後の維持、修繕や保管に不完全な点がある場合などの後発的瑕疵をいうとされている。本件の場合、経年劣化により隙間が生じていた。安全巡視などの点検にて、発見確認されていれば危険にさらされることは容易に予想できることであり、安全管理に瑕疵があった。

17 温泉施設浴室内において椅子に腰掛けていたところ、脚部が折れて転倒し受傷

事故状況……町の福祉健康交流研修センターの温泉施設で入浴していたところ、腰掛けていた椅子の脚部が折れ、後ろ側に転倒し、床に後頭部および頸部を強打した。

支払項目……通院治療費等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故原因は、浴室に設置した脚部の強度が弱かったため、後左脚部が折れたことによるもので、施設管理者としては、室内の滑りやすい箇所の転倒防止措置のみならず、入場者が利用する施設自体のすべての用具についても日頃から安全配慮し、腐食等しているものがあれば取り替えるなどの対応が、必要であったが、そのままにしており、安全維持管理に不十分なところがあったと見られる。



18 保育園内での預かり保育中、遊具で遊んでいた時、人差し指先端を切断する大怪我

事故状況……〇〇町立保育園内において午後の預かり保育中、2歳児が巧技台を重ねた遊具で滑って遊んでいたが、担当する保育士が他の園児を見ようと、その場を離れたとき、突然、本児童が浮き上がった巧技台の蓋と板との間へ右手人差し指を挟んだまま転落し、右示指末節骨開放骨折の大怪我を負った

支払項目……慰謝料 付添看護料等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……保育園や幼稚園については、園児が年少のため、小学校等に比べより高度の保護監督義務が課せられている。したがって、その設備についても幼児が使用することを考慮し、安全な状態で利用できるよう維持管理する必要がある。本件事故は、園児を預かり保育する間に起きた事故であり、保育士の保育活動中の責任と遊具を安全に使用させる両方の責任の有無が問われるケースである。

事故当時、保育士は、別の児童を見ようとして、その場から離れたため、当該児童が指を挟まれた瞬間には、居合わせてはならず、気付くのが遅れてしまった。被害者は、2歳児であり、園内にある遊具（巧技台3段と組み合わせるすべり板）は、普通にみんなが使って遊んでいるように、その日も同じように滑っていたと見られる。

園は園内で巧技台メーカー仕様の使用方法で設置していたが、担当保育士が注意欠如していたため未然に防ぐことが出来ず事故は起きてしまった。

園として事前に組み立てを必要とする遊具については、巧技台メーカーの使用上の注意点を遵守するとともに、全員の保育士に対して園児が危ない使い方（遊び方）をしないように日頃から注意見守る姿勢が求められ、この対応もされていなかったと見られる。

保育園内での幼児預かりにおいてまず安全に保護養育することが義務づけられ合わせて、備え付け遊具の使用が常態化している場合、事故予見の可能性がある場合には、管理瑕疵が厳しく問われるので十分な安全対策が手当てされていなければならない。



19 小学校内での放課後、玄関踊り場にて児童達が遊んでいるうちに段差から転落し、顔面挫創等の傷を負う

事故状況……〇〇町立小学校内の玄関踊り場周辺で児童5名が鬼ごっこで遊んでいたが、鬼（小6女子）から逃げていた加害者（小2男子）が被害者（小1男子）に追いついてしまい、「どいて」と既に飛び降りようとしていた被害者を押したところ、約70センチメートルの段差から、アスファルト地面に落ち、顔面挫傷等の傷を負った。踊り場にある水道施設（靴洗い場）の横の隙間から転落した、転落防止柵等は無かった。

責任割合……町：100%責任

解説・備考……本件事故は、放課後に低学年を含む生徒達が校舎玄関前周辺で遊んでいた際に起きた事故であり、学校施設における管理瑕疵の有無が問われた事例である。学校事故の事例に係わってくる「営造物」は、校舎等の設備の他、教育用具、生活用具、遊具等様々であり、学校施設事故の事例は、非常に多種多様である。また、「学校」という場においては、その構成員である生徒の知力・判断力・体力等について「通常人」と同じように考える訳にはいかず、それは、学校・学年次によっても、段階で異なってくるものである。

本件の踊り場付近は、生徒が常時使用する設備であり放課後など授業において使用しない時には、生徒たちが遊び場として使用する状況にあったのであるから、段差部分のあるところに転落防止のための防護柵を設けるなどの手当てが当然講じられ必要性があったと見られる。本件踊り場においては、その使用上の安全性の確保において十分ではなく、その管理に瑕疵があったものと見られる。



20 調理実習中の授業において食中毒事故発生

事故状況……〇〇小学校5年生26名が授業の調理実習において、校内で栽培、収穫したジャガイモを茹で皮付きのまま食べたところ、13名が吐き気や腹痛、悪寒などを訴えた。

支払項目……治療費 慰謝料

責任割合……町：100%責任

解説・備考……本件事故は、校内で栽培、収穫したジャガイモを調理実習で食べさせたことにより起きた食中毒事故であり、担当教師が栽培し収穫したジャガイモを調理提供したことが、授業活動中の過失として認められるか否か問われるケースである。通常、自治体生産物とは、学校施設もしくは保育所で提供される給食等の飲食物をいいます。

学校において給食を調理、提供するに際しては、日頃から資格を有する栄養管理士等の指導、管理のもとに、食材の仕入れ、調理方法、栄養バランス、衛生管理等に配慮して、給食運営が図られています。

本件の場合、調理実習とはいえ、担当の教師は、栄養管理士等の資格は、有していないと見られ、校内で栽培、収穫された食材（ジャガイモ）を食べられる状態にあったかどうか点検確認することなく食べさせてしまったと見られる。食中毒発生の原因は、未成熟のジャガイモを食べたことにより発生したと認定されている。県環境保健研究所センターが調理後の残りを検査したところ、ソラニン等を相当程度検出。82グラム分のジャガイモを食べれば食中毒を起こす含有量であった。調理実習にあたって安全義務に十分配慮したと見られない。



21 中学校プールにおいて体育授業の水泳実習中、飛び込み台から飛び込みプール底部で頭部を強打、脊髄損傷等の大怪我を負う

事故状況……〇〇町中学校の体育授業の水泳実習において、担当教諭指導のもとで自由に泳いでいた際、6コース飛び込み台（水面からの高さ約40cm）から飛び込み、プール底部で頭部を強打した。被害生徒の飛び込み方を見ていた担当教諭は不安に思い、すぐさま飛び込んだ位置に移動し、状況を確認したところ、水中で両腕を震わせていたため水中にいた生徒とともに被害生徒をプールサイドに引き上げた。

責任割合……町：80% 被災者：20%

解説・備考……本件事故は、担当教諭の指導により行われていた水泳授業中に生じた事故であり、プール施設設置の管理責任ならびに授業活動中の過失があったか否かが問われるケースである。

担当指導者が授業活動において、安全を最優先にした指導内容を怠れば、債務不履行または不法行為・国家賠償法1条に基づく請求をされる。また、施設設置管理に瑕疵があれば、国家賠償法2条に基づく損害賠償請求をされる状況である。本プールは飛び込み技術の未熟な生徒が飛び込みを行うには、水深が浅く、構造上危険な可能性があり、水泳能力の異なる各生徒の飛び込み技術を正確に把握し、その水泳能力に応じた具体的で実効のある指導方法によって安全に飛び込めることが確認できるまで繰り返し、安全な方法による飛び込み練習させるべきである。

本件の場合、第三者委員会において、プールの設計図面等を踏まえて事故状況が検証されたが、施設に瑕疵があったかどうかの結論は、定かではない。プールでの水泳実習にあたって、とりわけ水上からのスタートに関しては、生徒の技能に応じた適切な指導を心がけるとともに、安全に十分配慮した指導を徹底することが必要である。生徒を指導する指導者は、学校生活をはじめ、日常生活の中に存在する様々な危険に気付き、それらを回避できる能力を養っていくことが重要である。



22 台風の接近により児童の下校を正門前で待っていた父兄が、突風で倒れてきた門扉にあたり負傷

事故状況……台風6号の接近に伴い、早く下校するため児童の迎えに来た父兄が、正門前で正門を背に児童が出てくるのを待っていたところ、突風にあおられ、右側に流され反対側にぶっかり、反動で左側の門扉が中央付近で止まった状態にあった。この時、門扉はフランス落として固定されてはいなかったが、突風で倒れてきた門扉にあたり負傷した。事故原因は突風と見られる。

支払項目……入・通院治療費 慰謝料

責任割合……町：100%責任

解説・備考……本件事故の場合、校内施設である正門鉄扉の管理者である小学校に、設置、管理に瑕疵があったか否かが問われるケースである。

今回のような台風による突風、集中豪雨等の自然現象を原因とする事故は、一般的には、不可抗力によるものとされ、国家賠償法第2条の賠償責任は、免責事由になると認められている。

しかしながら、本件のケースは、正門鉄扉がもともと止め具で固定されておらず、強風が吹けば、鉄扉が倒れる恐れ（危険）が十分に予見できたにも拘わらず、転倒防止等の手立てを行っていなかった設置・管理の責任は、大きいと見られる。

23 中学校の柔道場で柔道部の部活動中、柔道部顧問に技をかけられ、急性硬膜下血腫で意識不明、死亡

事故状況……柔道部の部活動中に、水分を補給しながら、乱取りを行っていたところ、被害者が大外刈りをかけ、対戦相手から返し技をかけられた後に、容態が急変、呼びかけ等したが、反応もなく、意識不明の重篤な状態となり、死亡。

支払項目……死亡補償

解説・備考……本件については、顧問教師は正選手の相手となる部員については、いかなる技をかけられても即座に対応できるだけの受け身を習得している者であること、技能格差が大きい部員を相手にさせると受け身ができないほどに技がタイミング良く決まる危険性があることから、正選手と格段に技能の差がないものを選んで相手をさせるべきであったと言える。顧問教師は、柔道指導者として経験豊富であり、新入部員に対する受け身から自由練習に至る指導の課程に不適正と見られる点はなかったと思われるが、技能格差の明らかな相手と対戦させたことは、常に留意すべき生徒への安全配慮業務を怠ったと見られる。安全であるべき学校の管理下で発生した事故であり、補償保険は有責であり、町村等が制定する総合災害補償規程に基づいて、その被災者に支払う補償費用に対して保険金が支払われる。

「課外クラブ活動事故での過失」の捉え方については、課外クラブ活動の指導教師には、部員である生徒に対する指導監督注意義務があるが、その義務の範囲は、学校における教育活動およびこれと密接不離の関係にある活動に限られている。その生徒のすべての活動につき安全義務があるのではない。その範囲の判断の基準としてそのクラブ活動が教育活動に含まれる特別教育活動としての指導、練習を受けていたかどうかポイントになる。

最高裁判例（最判昭58・2・18民集37・1・101）によれば、課外のクラブ活動は、希望する生徒による自主的活動であったことが窺われる。もとより、課外のクラブ活動であっても、それが学校の教育活動の一環として行われるものである以上、その実施について顧問の教諭を始め学校側に生徒を指導監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定することはできない。しかしながら、課外のクラブ活動が本来生徒の自主性を尊重すべきものであることに鑑みれば、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り、顧問の教諭としては、個々の活動に常時立会い、監視指導すべき義務までを負うものではないと解するのが相当である。



24 小学校内のグレーチングに隙間があり足を落とし負傷

事故状況……被害児童が昼休み時間中、中庭において遊んでいた際に、友達の呼ぶ声に反応してそちらに向かおうとしたところ、側溝のグレーチング（幅 6 cm）に足がはまり転倒し、左足ふくらはぎ上部を烈傷した

支払項目……通院治療費用

解説・備考……学校教育活動の休憩時間中に発生した事故であり、小学校が管理する施設の管理上の瑕疵があったことにより発生した事故と見られる。グレーチングに 6 cm の隙間があれば、そのままにしておけば、児童の足がはまることは予見できたと考えられ、危険性の認識も不足していた。

休み時間中の安全配慮義務の程度は、次の観点から裁量される。

- ①児童・生徒の学齢、危険回避能力の高低
- ②同事故発生の経緯・程度
- ③児童・生徒の行動パターンからの事故の予見可能性の高低
- ④事故が発生した場合の結果の重大性、施設・遊具の危険性の高低
- ⑤休み時間中の普段の生活指導の内容等

25 中学校クラブ活動交流会において中学校中庭で 20 cm の穴に片足が落ち負傷

事故状況……中学校クラブ活動交流会において中学校中庭で子供たちが虫取りを行っていたところ、20 cm の穴（内側塩化ビニールの管）に片足が落ち負傷した。

支払項目……入・通院治療費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……落ちた穴は、中学校校舎の污水管であり、蓋をした状態で設置されたが、何らかの関係で蓋がはずれてしまっていた状況であった。施設管理者としては、蓋がはずれてしまったときに、当然気付いて措置すべき必要があったが、そのままにされていたことは、学校の施設管理が行き届いていなかった責任が認められる。

26 剣道部のクラブ活動中、竹刀が目に当たり負傷

事故状況……中学校の剣道部のクラブ活動中に竹刀を振りまわしていた生徒の竹刀が、他の生徒の右目に当たり、視力が低下し、後遺障害が残った。

責任割合……町：80%程度

解説・備考……加害生徒は、仮入部生として練習に参加しており、他の友人と竹刀を振り回していた。被害にあった生徒が、他の生徒に剣道の指導を行っていた間に、事故が発生した。剣道部の顧問の教師は、練習には、ほとんど立ち会っていない状況であった。クラブ活動は、概ね上級生に任せており、学校側に対して部員に対する指導を怠っていたことによる過失を問われたものである。



27 サッカー部のクラブ活動中、野球部のノックのボールが目に当たり負傷

事故状況……サッカー部のクラブ活動時に、近くで練習していた野球部のノックボールがバウンドして、左目に当たり、視力が低下し、視野狭窄となる。

責任割合……町：100%責任

解説・備考……部活動中に発生した事故であり、サッカー部および野球部が近くで活動しているなど、学校内の安全管理体制に瑕疵があることから、市に賠償責任が生じた。視力低下・視野狭窄にて13級相当に該当したが、2009年4月異議申し立てがあったため再審となり、日本スポーツ振興センターで後遺障害8級にて認定となった。相手方は15歳、逸失利益と慰謝料をあわせ、上記金額で示談となった。

28 保育所の保育士が園児を散歩中、目を負傷させる

事故状況……町の職員である保育士が2歳児クラスを引率して散歩中、先頭グループと最後尾の距離が離れてしまった。後方での泣き声に保育士が気づき、駆けつけた。100 m程移動してから状況を確認したところ、他の児童が持っていた木の枝が左目に当たっていた。左眼球損傷と診断された。

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故は、引率の保育士が枝を持った児童をそのまま放置していた管理の不十分により、他の児童がケガをした事故であり、町の責任は免れず有責である。事故の原因は、引率の保育士が、20～30 m位離れていた場所にいたため、目が行き届かなかったことで発生したことから、町の過失100%で対応とした。

②物損賠償事故

29 大雨により道路隣接の建屋（半地下室）に雨水が流入収容物浸水事故

事故状況……大雨により被害者宅の半地下室に雨水が流れ込み、冠水により収容されていた車両2台および家財、電化製品等が被害を受け使用不能となった。

責任割合……町：責任なし

解説・備考……本件事故は、公の営造物の設置・管理の瑕疵による国家賠償法第2条に基づく町の賠償責任を問う事例である。

公の営造物である道路は、安全かつ円滑な交通を確保できるものでなければならないことと合わせて、道路自体の設置および管理による瑕疵から、他人の財物や身体に損害を及ぼすことがあってはならないことである。

問題は、本件事例のように、大雨による排水溝の溢れ水による浸水の被害が、事故の因果関係として、設置・管理における瑕疵が存在していたために生じた事故であるのか否かという視点である。

道路からの転落事故等の訴訟における営造物の設置・管理の瑕疵に関する判例の基本的な考え方は、本件のような通常ではない激しい降雨による浸水の場合におけるような過渡的安全性や諸制約論は問題とされず、瑕疵とは、通常有すべき安全性を欠いていたか。（最高裁昭和45年8月20日）あるいは通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性がある状態であったか（最高裁昭和56年12月16日）が問われるとされている。

また、当該営造物が安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性があるかどうかの判断は、営造物である道路施設の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して、具体的、個別に判断すべきものである（最高裁昭和53年7月4日）とされており、判例上ほぼ確立されている。

本件の主な争点を整理すると次の通り見られる。

- (1) 本件工事において当該路線の地形及び勾配変更しておらず、その設置に瑕疵は無い。
- (2) 本件排水溝は降雨強度1時間当たり55ミリメートルの降雨に対して、その周辺住宅において床下浸水が生じない雨水能力を有していたもので、排水溝の処理能力に問題はなく、通常有すべき安全性を備えている。



30 消防団員が消防ホースを乾燥塔に干していたら強風でホースがはずれ、 駐車車両を破損

事故状況……消防団員が消防ホースを乾燥塔に干していたら強風でホースが固定金具からはずれ、強風によりホースが、揺さぶられて付近に駐車していた車両に金具部が接触、車にキズを与えた。

支払項目……車の修理費 代車費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故原因は、ホース固定金具が、錆び付いて老朽化していたところに、強風でホースが引っ張られたため、固定金具からホースが外れる。ホース固定金具が、相当程度劣化している状態にあるならば、外れる危険が生じることは、普通に予見できることであり、外れないように措置を講じる必要があったが、そのままにしていたことは、管理に瑕疵があったと見られる。



31 台風による大雨で、浄水場斜面が崩落、隣接する所有地および蘭小屋へ土砂が流入、建物と蘭ほかへ被害を及ぼす

事故状況……台風13号接近による大雨で、町浄水場東側斜面が崩落、隣接する被災者の所有地および同所有の蘭小屋ほかへ土砂が流入、飼育小屋を損壊と育苗中の蘭に被害を及ぼした。

責任割合……町：責任なし

解説・備考……判決内容によれば、本件の争点は、
①浄水場の地盤および排水設備の設置ないし管理に瑕疵があったか否か。
②瑕疵と損害との間に相当因果関係があるか否か。
③損害の発生および発生頻度
上記3点であるが、合理式を用いて算出した雨水流出量は、不合理ではなく、誤っているともいえない、浄水場の排水管の設置方法のみをもって欠陥があるということとはできない。本件浄水場から崩落の現場となった東側斜面に向けて雨水が流出したことを立証し得る客観的かつ的確な証拠はない、そもそも相当因果関係を考える前提を欠いていると判断される。

32 草刈り作業中の飛び石により、走行中の被害者の車両をキズつける

事故状況……被害者が県道を走行中、道路清掃活動をしていた地区の参加者が、道路の法面を草刈り機で清掃していた際、石が跳ね上がり、被害者の車両にあたりキズつけてしまった。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……町が住民へ協力を依頼し、道路清掃活動に参加した人が、道路の法面を草刈り機で清掃していた時に、突然にも石が跳ね上がり、走行中の車両をキズつけたもので、町の管理下で行なわれた活動中に起きた物損事故から、町の責任ありと見られる。

33 町有林の倒木により街灯柱が折れ曲がり、道路を塞ぐ

事故状況……台風24号の影響から町有林が倒木し、それにより街灯柱が折れ曲がり、道路を塞ぐ、倒木の一部が、隣接する住宅の敷地内へかかってしまう状況となった。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……防風・防砂対策として植えられた町有林の一部が、朽ちていたため、台風により倒木して被害が生じてしまったものであり、事故発生は予見でき、安全対策を講じていれば、倒木は防げ、管理にミスがあったと見られる。本件の場合、町有林の一部が腐朽しており、ある程度の強風により折れて落下することは、通常人であっても予測可能であり、台風が接近していることは事前に了知できたことから、これを除却する事故防止義務が発生するところこれを怠っていた場合、賠償責任が問われる。

＜台風による損害と町の賠償責任について＞

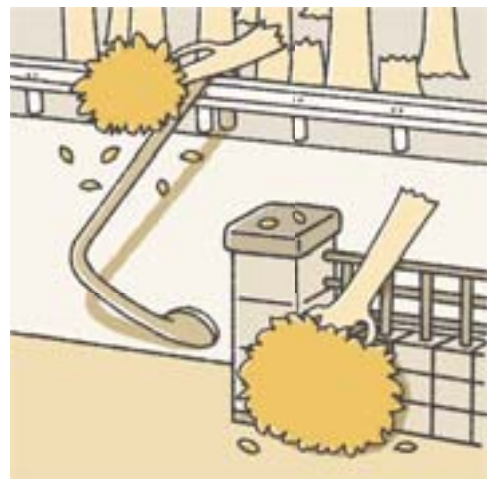
台風により町が所有する立木が倒壊し、あるいは町が管理する建物の屋根や窓枠が飛散するなどして、町民が所有する自動車や家屋等に損害生じた場合、町は賠償責任を負うこととなるか。

民法および国家賠償法にいう「設置又は保存」・「植栽又は支持」、「設置又は管理」に瑕疵があるかどうかは、具体的には、建物や立木が「通常有すべき安全性を欠いていたかどうか」により判断されます。

この点に関する判例として、次のようなものがあります。

(東京高裁昭56・9・30判決)

民法第717条第2項の「竹木の裁植又は支持」の瑕疵は、その土地又は竹木の置かれた環境とは相対的に判断すべきであり、竹木の下又は付近を人が通常通行する場所においては、大枝が腐朽するなどして通常程度の風によって切断落下する蓋然性があるようになったときは、当然瑕疵があるというべきである、本件は大枝に腐朽部分はなく……」



34 ゲリラ豪雨により町で設置した浸透マスでの雨水が処理できず、福祉施設厨房に流れ浸水

事故状況……ゲリラ豪雨により町で設置した浸透マスでの雨水が処理できず、オーバーフロー、水があふれ福祉施設厨房に流れ浸水、水没させる。

支払項目……パッケージエアコン、プレハブ冷蔵庫、室外機等使用不能

責任割合……町：100%責任

解説・備考……町の駐車場に設置した浸透マスで浸透処理できなかった雨水が溢れ、既設の水路との合流で水当たりを起こし、福祉施設厨房に流れ込んだ。施設に直接あふれないように壁等を設けていれば、回避できていたはずと見られ、施設管理に瑕疵があった。過去同程度の降水歴があり、一定予測できる降水量の中で発生している事故なので自然災害を理由に無責を主張することは難しい。浸透枘から水路への出口のところに施設入り口があり、排水口の設置箇所にも問題があり欠陥と言わざるを得ない。

35 消防ホースを乾燥塔で乾かし、公民館へ移動、消防ホースの紐の縛り方が緩かったため、風であおられ紐が外れ、消防ホースが駐車中の車をキズつけた

事故状況……消防団員が排水作業で使用した消防ホースを乾燥塔で乾かし、公民館へ移動、消防ホースの紐の縛り方が緩かったため、紐が外れ、消防ホースが駐車中の車に接触キズつけた。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……安全確保には、特に注意をはらわなければならない消防団であり、消防ホースの紐の縛り方等は、初歩的な安全確認動作であり、消防ホースの紐の縛り方が甘かったという状態は、施設用具の使用管理に瑕疵があったと見られてもいたしかたない。

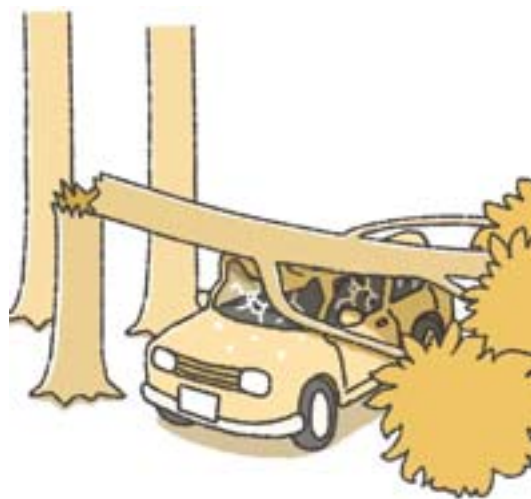
36 町立グラウンドにおいて隣接する町有林からの倒木があり、駐車中の車が破損

事故状況……町立グラウンドにおいて隣接する町有地にある木が突然折れ、駐車中の車に直撃し、車全体を破損した。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故原因は、グラウンドに隣接する町有地の木が腐朽化して折れたのが原因とされ、倒木の危険の恐れがあることは、安全点検していれば、予見できる状態にあったと見られ、施設管理に不十分さがあつたと見られる。



37 東日本大震災で壊れた石倉の壁を修復していなかったため、強風により大谷石が崩れ、隣接の墓石を壊す

事故状況……大震災で半壊していた石蔵収蔵庫（大谷石造り）を警戒区域に指定され、解体工事もできなく、そのままの状態であったところ、突風により残っていた下の部分が崩れ、崩れた大谷石が、隣接の墓石を壊わしてしまった。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……東日本大震災により、下小墻にある石蔵収蔵庫が上の部分だけが崩れ、下の部分は崩れず残っていたが、警戒区域に指定され、解除された後も、現状は手つかずの状況であった。地震で半壊となった石倉を原発被害立ち入り可能となった以降も放置しており、その結果強風により隣接する墓地の墓石へ石蔵塀が崩壊し、損害を与えており、地震および暴風による不可抗力抗弁は出来ないと判断される。

38 温泉水タンクが爆発、仕切り板、民家直撃、屋根に突き刺さる

事故状況……町所有の公民館にある泉源からお湯と蒸気を分離するセパレータが、内部圧力で破裂し、内部の鉄板の仕切り板（重さ 60 kg）が 50 m 離れた民家の屋根を直撃した。屋根の 15㎡に被害を与えた。

支払項目……屋根ほか修理費用

責任割合……施設所有者である町（公民館）と施設管理者折半（各 50%）

解説・備考……タンクは高さ約 3m で地方住民らが管理していた。蒸気から温泉水を分離するセパレータと呼ばれる装置で何らかの原因で内部の蒸気が高圧状態になったとみられる。直接的な事故の原因については、不明であるが、結果として爆発により民家の屋根を直撃する事故は起きており、公民館と施設管理者双方の責任は免れない。当時、季節の変わり目でその泉源から暖房用として引いていた蒸気の配管のバブルを閉め、同じく湯けむり茶屋のシャワー工事で熱交換用の蒸気を止めていた。



39 町の所有する山が、雨により崩れ、民家 2 棟を破損

事故状況……急傾斜地にある斜面に放置されていた倒木が、大雨により滑り落ち、民家 2 棟にぶつかり破損し、半壊の被害を与えた。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……町所有の山の斜面に防砂壁（営造物）があり、前年の台風で倒れた大木が斜面を滑り落ちて、家屋にぶつかり破損させた。町の安全管理に瑕疵があったと見られる。

国家賠償法第 2 条 1 項の「設置又は管理」とは、民法第 717 条の「設置又は保存」と同義であり、同条項の「瑕疵」とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされている。管理に瑕疵とは、その後の維持、修繕や保管に不完全な点がある場合などの後発的瑕疵をいうとされている。本件の場合、前年の台風で倒れた大木をそのまま放置していれば、大雨等により流されて大きな危険にさらされることは容易に予想できることであり、安全管理に瑕疵があった。

40 公園にある住宅裏の岩石崩壊により、住宅を直撃、住宅が傾く

事故状況……町公園に位置する住宅裏の岩石崩壊により、住宅を直撃、住宅が傾き倒壊の危険性があり。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……町所有の法面が崩れ民家を直撃、大きな規模の災害などなく不可抗力とは言えない。予見可能性、回避可能性にいずれかが存在しない場合は不可抗力となるが普通に予見できることであり管理に瑕疵があり、賠償責任が発生する。

公園管理者は、管理している公園や施設の特
性、利用状況に応じた社会的に期待される安全
レベルの安全対策を行なう必要がある。本件
のような町公園の一角として敷地に岩石によ
る法面が存在し、何らかの原因で岩石がく
ずれる状態になれば、隣接する民家に損害を
およぼすことは、普通に予見できることであ
り、危険の大きさや特徴を想定して安全確保
に努めることが求められている。



41 台風で公園にある樹木が倒木、隣接する建物と駐車中の車両を損壊

事故状況……公園にある樹木が強風にあおられ、枝葉が折れ吹き飛び、隣接する建物の物置および駐車中の車両に落下し、瓦が割れるなどの事故が発生した。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……自然災害で不可抗力の可能性を説明したが、過去に同様の事故あり、その時は剪定したのみで、その他の対応は無かった。管理に瑕疵ありと判断される。予見可能性、回避可能性にいずれかが存在しない場合は不可抗力となるが、本件の場合も普通に予見できることであり、不可抗力とならない。

公園は管理されている公的施設であり、樹木の安全性に対する社会的な期待のレベルが高いことから、枯れ死した樹木や枯れ枝の除去、危険木がある場合には、速やかに伐採、防止柵、警告するなどの事故回避措置を講ずる必要があったが、それらの対応は無かったと見られる。

42 多目的グラウンドで地区中学校体育大会実施中、サッカー部が設置した折りたたみテントが強風にあおられ、駐車中の車両に接触、破損

事故状況……総合公園で中学校新人体育大会の、サッカー会場として訪れていた中学校が、グラウンド脇に設置した折りたたみテントが強風にあおられ、駐車中の車両に接触、破損。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……テントの足元を付属している杭で、テントの使用説明書に基づいた方法で地面に打ち込んで固定していたが、重石などにより対策はしておらず、管理に瑕疵があり、町の責任は認めない。折りたたみテントについても、その重量や形状からみて事故予見の可能性がある場合には、管理瑕疵が厳しく問われる可能性があり、設置方法などの取り扱いについて、利用指導、注意事項等の実行を徹底する必要がある。



43 町で所有管理する防犯灯が、強風で突然倒壊、道路一時停止中の車に当たり破損

事故状況……被害車両が一時停止していた際に、強風により倒壊した防犯灯のポールが、車に接触し損傷させた。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故原因は、支柱の老朽腐食が原因と見られることから、管理に瑕疵があったと見られる。

判例によれば、「営造物の安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存在する物理的、外形的欠陥ないし不備によって、他人の生命、身体又は財物に対し危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物の設置・管理者の不適切な管理行為によって本件の危害を生ぜしめる危険性がある場合も含むものと解すべきである（東京地裁 1990 年 3・13）」とされており、本件の場合、物理的欠陥のある状態をそのままにしておいたために生じた事故であり管理不十分であったと見られる。

44 公民館屋上の雪庇が落下し、風圧等で隣接したアパートの窓ガラス等を破損

事故状況……町公民館屋上の雪庇が落下し、風圧等により隣接したアパートの窓ガラス等を破損、冠水し、家具等にも被害を与えた。

支払項目……修理費用 買い替え費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……連日の降雪により、雪庇が相当程度せり出し、今にも落下する危険にあったが、除雪等の措置対応をしていなかった。雪庇が出易いところで過去にも2度同様の事故が起こっていた。施設管理に瑕疵があり、責任を問われる。



45 公園内で花壇の水を散布していた際に、駐車中の車に水が飛び、車に砂が付きキズを負わず

事故状況……町の公園内で花壇の水を散布していた時に、駐車中の車に水が飛び、車に砂が付いたため、キズができてしまった

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……担当職員の不注意により、散水の水勢で花壇の泥・砂利が駐車していた車両に飛散し、車両の右側面等を損傷させた。作業員が、公園の花壇へ水やりの際に、周囲に水、泥が飛び散らないような注意を怠ったため、起きた事故と見られ、責任を問われる。

46 小学校体育館施設フェンス設置の看板が倒れて、走行中の車両に接触、破損

事故状況……道路を走行中、小学校体育館フェンスに設置している交通安全注意喚起の看板が倒れて、車両の左側面に擦り傷がはいった。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……看板の針金は、経年劣化により朽ちて切れていた状況であり、建物の管理上瑕疵があったと認められる。

国家賠償法第2条1項の「設置又は管理」とは、民法第717条の「設置又は保存」と同義であり、同条項の「瑕疵」とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされている。管理に瑕疵とは、その後の維持、修繕や保管に不完全な点がある場合などの後発的瑕疵をいうとされている。本件の場合、小学校体育館フェンスに設置している交通安全注意喚起の看板の針金が朽ちて切れており、そのまま放置していれば、危険にさらされることは容易に予想できることであり、安全管理に瑕疵があった。

47 急勾配な狭い町道を車両積載型トラッククレーンが通行中、山から出ていた木にクレーン操作機類が接触し、破損

事故状況……車両積載型トラッククレーンが急勾配な狭い町道を通行中、山から出ていた木にクレーン操作機類が接触し、破損した。町道管理者は、道幅が狭く、急勾配なため、今回事故をしたような4 t車の通行は、想定しておらず、山からの木について支障はないと思っていた。一方、被害者側は、本町道の入り口に高さ、車両の規制がなく、通行できるものとして、通行していた。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：50%責任

解説・備考……町道管理者は、道幅が狭く、急勾配なため、4 トン車の通行は、無いと想定していたが、通行規制等の警告表示はしていなかったために実際には通行しており、山から出ていた木をそのままにしていたことから、接触を起こす事態に至った。山から出ていた木に対する何らかの安全措置等を講じていなかった責任も大きいし、一方、被害者の運転手にも前方不注意等の過失があったと見られる。



48 町道を自動車が走行中、落石が発生し、自動車の一部を損傷

事故状況……町道を自動車が走行中、突然、車両左側の道路の法面から落石があり、回避できず、落石の一部が車両の側面を直撃した。その後タイヤをとられて側溝に乗り上げて停止した。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……道路法面には、普段から動物が行き来していると思われ、動物が通った道筋のようなものがあり、表面が掘り下げられ、敷石が露出した状態であった。町がパトロールをしていれば、容易に落石することが予見できたと見られる。

49 被害車両が、コミュニティセンター敷地内を通ったところ、グレーチングの蓋が跳ね上がり、ガソリントankのパイプを破損

事故状況……小学校敷地内を通過し、被害車両が、コミュニティセンター敷地内を走行していたところ、グレーチングの蓋が跳ね上がり、ガソリントankのパイプを破損、ガソリン50リットルほどが漏れた。

支払項目……自動車修理費用 代車費用等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……グレーチングの蓋が、ボルト等で固定されておらず、管理不十分であったと判断される。再発防止のため、雨水処理トラフのグレーチングの蓋の再点検を実施する。

判例によれば、「営造物の安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存在する物理的、外形的欠陥ないし不備によって、他人の生命、身体又は財物に対し危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物の設置・管理者の不適切な管理行為によって本件の危害を生ぜしめる危険性がある場合も含むものと解すべきである（東京地裁1990年3・13）」とされており、本件の場合、グレーチングに何らかの異常が生じており（物理的、外形的欠陥ないし不備）その状態をそのままにしておいたために生じた事故であり管理に瑕疵があったと見られる。

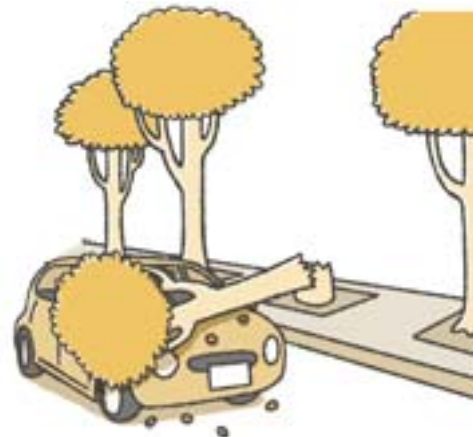
50 道路用地内の街路樹の根元が腐食、強風にて倒れ、車両を破損

事故状況……町の道路用地の街路樹の銀杏の枝が折れ、車両のボンネットに落下、損害を与えた。

支払項目……自動車修理費用 代車費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……今回の枝が折れた銀杏については、今回の事故以前から既に腐食しかけていたため通常の道路パトロールにおいても、危険性が示唆されていた。具体的な安全確保のための措置は、何ら講じられておらず、業務の実施前に折れてしまったもので管理に瑕疵があったと見られる



51 走行中の車両が、路肩に停車しようとしたところ、舗装が陥没し、左前輪が落ち、自動車損傷

事故状況……被害車両が、路側帯に停車しようとしたところ、路肩の舗装が陥没し、左前輪が落ち、バンパー、ホイール等を損傷した。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……道路の管理瑕疵の判断要素は、判例を引用するまでもなく、

- ①危険性
- ②予見性
- ③回避可能性

の3要素とされている。

アスファルト舗装の下が、何らかの原因により、空洞になっていた模様で、道路パトロールほかで、空洞になっている箇所を点検確認し、空洞になっていることを発見できていれば、陥没の危険性は予見可能であり、当該箇所を補修もしくは、何らかの応急処置できていれば、事故は回避できる可能性があったと見られ、管理に瑕疵があったと考えられる。

52 木材運搬車が走行中、道路路面が陥没し、トラックがその穴に落下し、破損

事故状況……木材を運んで走行中、道路の路肩付近が突然陥没し、トラックがその穴に落下し、破損した。

支払項目……自動車修理費用 休業損害 代車費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……近隣の住民より道路の異常を指摘されていたが、通行規制、注意看板等の対応がされていなかった。過失相殺は事故状況から、道路利用者の陥没予見は、困難と判断され、道路管理に瑕疵があったと見られる。



53 走行中、下水マンホールによる段差を確認し、避けようと方向転換したが、仕切り弁BOXと路面との段差にタイヤを取られてホイールほか損傷

事故状況……町道を走行中、下水マンホールによる段差を確認し、避けようと方向転換したが、仕切り弁BOXと路面との段差にタイヤを取られてタイヤがパンク、ホイールも損傷

責任割合……町：責任なし

解説・備考……本件事故は、運転者が下水マンホールによる段差に気付いており、それを避けようと方向転換した際に起きた事故であり、詳細な事故状況は不明であるが、道路の管理瑕疵の判断要素である

①危険性

②予見性

③回避可能性

の3要素に照らして、必ずしも当該管理者として事故の回避措置を取らなかった状態には、当てはまらないケースと見られる。

54 町で設置の仮設住宅の案内板が強風により外れて車両にぶつかり、車両を損傷

事故状況……町で設置した仮設住宅の案内板が、支柱から外れ、強風により飛ばされ、駐車していた車両に接触、損傷させた。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……案内板と支柱の留め具が、老朽化により外れてしまった。これは設置時から定期的にチェック、メンテナンスを行っていなかったことによる。

国家賠償法第2条1項の「設置又は管理」とは、民法第717条の「設置又は保存」と同義であり、同条項の「瑕疵」とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされている。管理に瑕疵とは、その後の維持、修繕や保管に不完全な点がある場合などの後発的瑕疵をいうとされている。本件の場合、案内板と支柱の留め具が、老朽化により外れてしまっており、そのまま放置していれば、危険にさらされることは容易に予想できることであり、安全管理に瑕疵があった。



55 グレーチングが跳ね上がり、バス停に停車しようとしたバスの車両底部等を傷付けた

事故状況……町道小学校正門前入り口の車道用U字側溝のグレーチングが、バス停車時に跳ね上がり、ドア下のパイプが曲がり、破損した。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……グレーチングが老朽化により浮きやすくなっていたにも拘らず対策を講じていなく、見落としていたため起きた事故であり、管理上の瑕疵があったと見られる。判例によれば、「営造物の安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存在する物理的、外形的欠陥ないし不備によって、他人の生命、身体又は財物に対し危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物の設置・管理者の不適切な管理行為によって本件の危害を生ぜしめる危険性がある場合も含むものと解すべきである（東京地裁 1990年3・13）」とされており、本件の場合、物理的、外形的欠陥ないし不備のある状態をそのままにしておいたために生じた事故であり、管理不十分であったと見られる。

56 被害車両が走行中、街路樹支柱が折れていたため、支柱と接触、車両が破損した

事故状況……町道を走行中、強風により街路樹支柱が、地上から1.5m付近で折れ、ボンネット、フロントガラス等に連続して接触した。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……街路樹支柱の安全確認は、通常、安全巡視、道路パトロール等で確認されるが、本件の場合、支柱が折れていることを確認できず、そのままにして折れた支柱の処置など講じていなかったため、接触事故に至ってしまった。
また、台風並みの暴風雨であったと推定できる事実はなかった。従って不可抗力による免責は主張できない。



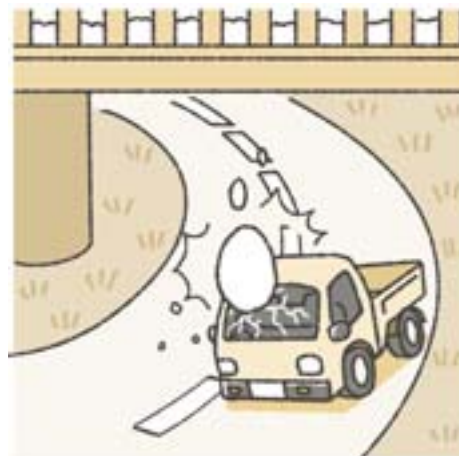
57 広域農道において立体交差牧道の橋梁部分から落下した雪塊が、軽トラックフロントガラスを直撃、車両が破損

事故状況……被害車両が広域農道を走行中、立体交差牧道の橋梁部分から落下した雪塊が軽トラックフロントガラスを直撃、車両が破損した。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……広域農道自体の除雪のみならず、立体交差牧道橋梁部分の積雪状況についても、状況を把握し、その状況に応じて除雪あるいは、防護柵等の対応措置が管理者へ求められている。本件の場合、事前に適切な対応がなされておらず、通常有すべき安全性を欠いていたと見られ、道路管理に瑕疵があったと考えられる。



58 被害車両が、村道を走行中、突然落石があり、車体の下へ入りこみ、激しくぶつかり、破損

事故状況……村道を走行中、突然、30 cm程の大きな四角い石が落ちてきて、車体の下へ入りこみ、激しくボディー下部へぶつかり、破損

支払項目……自動車修理費用 代車費用等

責任割合……村：100%責任

解説・備考……落石が生ずる可能性のある場所であることから、

- ①危険性
- ②予見性
- ③回避可能性

これら3つの要件が存在しているにも拘らず、当該管理者として、事故の回避措置を取っていなかった状況と見られる。

村管理の道路に起因する事故であり、一方、運転者において予見性、回避性なしのため過失相殺適用せず。事故車輛の前を走っていた車輛は、通常に走行できたことから事故車輛通過直前に落石があったと見られる。

59 道路に発生した穴で通行車両のタイヤが損傷

事故状況……町道を走行中、道路中央部に幅約40cm、長さ約80cm、深さ約10cm程のアスファルト面陥没があり、道路を通行した乗用車4台のタイヤが破損、タイヤホイールも変形した。

支払項目……自動車修理費用等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……管理者として道路パトロールを実施していたが、現場の状況は、把握できておらず、補修もしていなかった。過失相殺無し。次の根拠説明により道路管理に瑕疵があったと見られる。

管理瑕疵とは、最高裁判例（昭45・8・20高知落石訴訟）によれば、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいい、この「通常有する安全性を欠いている」こととは、

- ①当該営造物にその危険性が存すること。
- ②管理者において、その予見性が存すること。
- ③管理者において、その回避可能性が存すること。

をいい、これら3つの要件が存在しているにも拘らず、当該管理者が事故の回避措置を取らなかったことをいう。

60 管理道擁壁つきの山肌から落石事故が発生、駐車車両が損壊

事故状況……林道の山肌より岩石が落下し、駐車している車へ衝突した。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……管理瑕疵とは、最高裁判例（昭45・8・20高知落石訴訟）によれば、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいい、この「通常有する安全性を欠いている」こととは、

- ①当該営造物にその危険性が存すること。
- ②管理者において、その予見性が存すること。
- ③管理者において、その回避可能性が存すること。

をいい、これら3つの要件が存在しているにも拘らず、当該管理者が事故の回避措置を取らなかったことをいう。

本件の場合、100m離れた場所で過去事故が起きているにも拘わらず、落石防止ネット等の整備はしておらず、管理に瑕疵があったと見られる。

61 管理区域の落石にて車両に被害

事故状況……被害車両が町道を走行中、道路山手側から落石（約 10 個から 15 個、直径 5cm から 10cm）があり、フロントガラスと車体を損傷した。

支払項目……自動車修理費用 代車費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……管理瑕疵とは、最高裁判例（昭 45・8・20 高知落石訴訟）によれば、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいい、この「通常有する安全性を欠いている」こととは、

- ①当該営造物にその危険性が存すること。
- ②管理者において、その予見性が存すること。
- ③管理者において、その回避可能性が存すること。

をいい、これら 3 つの要件が存在しているにも拘らず、当該管理者が事故の回避措置を取らなかったことをいう。

本件の場合、町が管理する道路であり、日頃から落石が起きている箇所であり、落石事故多発地域で認識され、落石防止網の計画をしていたが、実際には措置は施しておらず、事故を未然に防ぐことはできなかつたので、管理に瑕疵があったと見られる。

62 道路中央に設置されていたグレーチングの蓋が跳ね上がり自動車に損傷を与える

事故状況……町道を走行中、ハンドルをセンターライン寄りに切ったところ、車両底面付近からの衝撃を受けた。帰宅後、タイヤ等に油が付着していることに気づいた。現場に車両部品の破片および鉄板を発見した。

支払項目……自動車修理費 代車費用等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故原因については、鉄板の溶接が経年劣化とともに不良になったと見られる。道路管理者として通行車両等が安全に走行できるようにするべきであり、管理上に瑕疵があったと見られる。

判例によれば、「営造物の安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存在する物理的、外形的欠陥ないし不備によって、他人の生命、身体又は財物に対し危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物の設置・管理者の不適切な管理行為によって本件の危害を生ぜしめる危険性がある場合も含むものと解すべきである（東京地裁 1990 年 3・13）」とされており、本件の場合、グレーチングに異常の状態が生じていた（物理的、外形的欠陥ないし不備のある状態）にも拘らず、そのままにしておいたために生じた事故であり管理に瑕疵があったと見られる。



63 町道穴凹に走行車輪が落輪、その反動でフェンダーの一部が損傷

事故状況……走行中、アスファルト欠損による陥没を避けようと右に進路を取ったが避け切れず、左前輪が陥没部分に落ち込んだ。この一連の連続傾斜により、フロントタイヤとフェンダーの一部が破損した

支払項目……自動車修理費

責任割合……町：70%責任

解説・備考……アスファルトが欠損し、穴凹が生じているにも拘らず、道路パトロール等で、当該箇所を安全確認せず、事故回避の措置は講じられておらず、そのままの状態となっていたため、事故が発生してしまった。道路管理に瑕疵があるが、運転者にも運転上の不注意あり、過失相殺 30%。

64 自動車で通過した際に、グレーチング蓋が跳ね、その衝撃で前・後輪のタイヤがグレーチング蓋の角により切断され、パンクする

事故状況……道路中央にある横断側溝グレーチング蓋の台座部が破損し、側溝と路面に段差が生じていた。そこへ被害車両が通過した際に、グレーチング蓋が跳ね、その衝撃で前・後輪のタイヤがグレーチング蓋の角により切断され、パンクしたものと見られる。

支払項目……自動車修理費等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故原因は台座部の破損により側溝と路面に段差が生じ、グレーチング蓋が跳ね、その衝撃で切断されパンクしたと見られる。判例によれば、「営造物の安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存在する物理的、外形的欠陥ないし不備によって、他人の生命、身体又は財物に対し危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物の設置・管理者の不適切な管理行為によって本件の危害を生ぜしめる危険性がある場合も含むものと解すべきである（東京地裁 1990 年 3・13）」とされており、本件の場合、グレーチングに何らかの異常の状態が生じていた（物理的、外形的欠陥ないし不備のある状態）にも拘らず、そのままにしておいたために生じた事故であり管理に瑕疵があったと見られる。

65 農道を走行中、倒木が発生していたため、急ブレーキをかけたが、間に合わず接触、損傷

事故状況……軽自動車が農道を走行中、倒木が発生していたため、急ブレーキをかけたが、間に合わず接触、損傷

支払項目……自動車修理費等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……農道の適正な維持管理を怠ったために起こった事故である。

国家賠償法第2条1項の「設置又は管理」とは、民法第717条の「設置又は保存」と同義であり、同条項の「瑕疵」とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされている。管理に瑕疵とは、その後の維持、修繕や保管に不完全な点がある場合などの後発的瑕疵をいうとされている。本件の場合、倒れた木をそのまま放置していれば、大きな危険にさらされることは容易に予想できることであり、安全管理に瑕疵があった。



66 林道のグレーチングが走行中、跳ね上がり、車の腹部にあたり破損

事故状況……林道のグレーチングが走行中、跳ね上がり、車の腹部にあたり破損、本人は激しい音に気付いたが、車の退避所で停車、その際に多量のオイル漏れに気付いた。

支払項目……自動車修理費 代車費用等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……農道の適正な維持管理を怠ったために起こった事故である。

判例によれば、「営造物の安全性の欠如とは、当該営造物を構成する物的施設自体に存在する物理的、外形的欠陥ないし不備によって、他人の生命、身体又は財物に対し危害を生ぜしめる危険性がある場合のみならず、その営造物の設置・管理者の不適切な管理行為によって本件の危害を生ぜしめる危険性がある場合も含むものと解すべきである（東京地裁 1990年3・13）」とされており、本件の場合、グレーチングに何らかの異常の状態が生じていた（物理的、外形的欠陥ないし不備のある状態）にも拘らず、そのままにしておいたために生じた事故であり管理に瑕疵があったと見られる。

67 走行中のトラックが高速自動車C-BOXに差し掛かり、そのまま進入、トラックの荷台部分がボックスの天井に引っ掛かり、損傷した

事故状況……走行中のトラックが高速自動車C-BOXに差し掛かり、そのまま進入、トラックの荷台部分がボックスの天井に引っ掛かり、損傷した。当該箇所の高さ制限は、「3.8 m」と表示されており、車検証上の高さは、「3.79 m」であったため、運転手は通過できると思い進入した。

支払項目……自動車修理費、休車損害等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……町道トンネルの高さ制限表示ミス（実際に計測したら3.8mより低かった）による通行車両の破損である。

国家賠償法第2条1項の「設置又は管理」とは、民法第717条の「設置又は保存」と同義であり、同条項の「瑕疵」とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされている。管理に瑕疵とは、その後の維持、修繕や保管に不完全な点がある場合などの後発的瑕疵をいうとされている。本件の場合、トンネルにおいての高さ制限の「3・8 m」の表示が、必ずしも妥当な設定ではないと言い切れないが、運転者は制限値内として現に進入してきており、標識表示をそのままにしていれば、接触等の危険にさらされることは容易に予想できることであり、管理に瑕疵があったと見られる。



68 町が設置した有線ケーブルが突然落下し、走行中の車両をキズつけた

事故状況……町が管理する公民館の有線放送の配線電線の止め金具の老朽化に伴い、固定部分が外れ、交差点に停車していた乗用車に落下し、キズを付けてしまった。

支払項目……自動車修理費

責任割合……町：100%責任

解説・備考……国家賠償法第2条1項の「設置又は管理」とは、民法第717条の「設置又は保存」と同義であり、同条項の「瑕疵」とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされている。管理に瑕疵とは、その後の維持、修繕や保管に不完全な点がある場合などの後発的瑕疵をいうとされている。本件の場合、有線止め金具の劣化で固定部の外れが原因で落下しており、安全巡視等していれば、措置でき防ぐことができたと見られ、管理に瑕疵があったと判断される。

69 町道陥没で浄化清掃車が落輪、クレーン車で車を引き上げる

事故状況……浄化槽清掃のため、市道を走行中、車が傾き確認したところ、左後輪が陥没、車の破損はなかったが、クレーン車で車両を引き上げる。

支払項目……クレーン車による引き上げ

責任割合……町：100%責任

解説・備考……陥没箇所の下には、農業用水路が埋設されており、水路老朽化により、目地から土砂が吸い出され、水路周辺が空洞化していたことが、事故原因と見られる。上記の通り暗渠水路管が漏水で空洞化していたことから陥没が生じており、過去にも同様な事故が発生していることもあり、道路および農業用水路の施設管理について、日頃の安全点検等が不十分であったと見られる。

70 夜間、雨降り、道路水溜り穴凹に車が落輪、タイヤ、ホイール等損傷

事故状況……夜間および雨天により、陥没箇所（縦横 800 mm、深さ 100 mm）が見えない状態であったため、走行車両の前後輪が陥没箇所に接触し、タイヤがパンクし、ホイール等が破損した。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：80%責任 運転者過失 20%

解説・備考……事故現場は、大型トラック等が往来する場所で、道路陥没が起きうる可能性のある箇所である。町の道路管理者として、安全点検、警告表示等していれば事故は回避できたと見られ、相当程度の責任あり。運転者にも走行に際し、前方不注意等の責任が問われた。

71 蓋無しU字溝に車を落下させてタイヤと車体破損

事故状況……走行中道路右側の蓋無し側溝にタイヤを落とし、右側タイヤと車体右側を破損させた。事故当時は、積雪と水溜りがあり、側溝を視認できなかった。

支払項目……自動車修理費用 代車費用

責任割合……町：70%責任 運転者過失 30%

解説・備考……積雪と水溜りがあり側溝が視認できなかった状況であり、そのため蓋無しの側溝に気が付かずタイヤを落とし、車両を破損させてしまった。

視認ができない状況での事故であり、また、側溝の蓋が設置されていれば防げた事故と見られ、次の根拠により、道路管理者に安全点検、事故防止の措置等相当程度の責任があると判断され、管理に瑕疵があったと見られる。

管理瑕疵とは、最高裁判例（昭 45・8・20 高知落石訴訟）によれば、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいい、この「通常有する安全性を欠いている」こととは、

- ①当該営造物にその危険性が存すること。
- ②管理者において、その予見性が存すること。
- ③管理者において、その回避可能性が存すること。

をいい、これら 3 つの要件が存在しているにも拘らず、当該管理者が事故の回避措置を取らなかったことをいう。

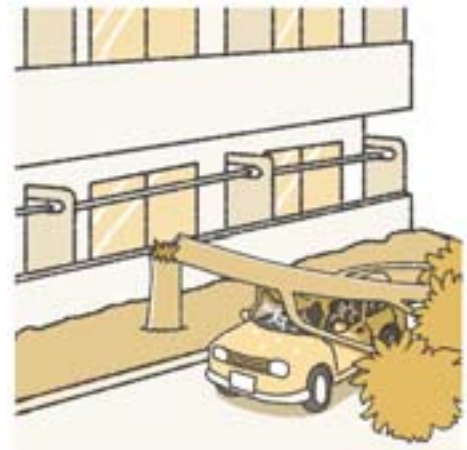
72 町営団地内の樹木が根腐されし、倒れ駐車車両を破損

事故状況……駐車場に停めておいた車に倒木があり、フロントガラスが割れているのに気付いた。倒木は腐っており、自然に折れた模様である。フロントガラス割れ、屋根・ピラー・ボンネット・ヘッドライトに凹みおよびキズ。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……町営団地内の駐車場は、公的施設であり、自然公園等よりも樹木の安全性に対する社会的期待のレベルが高いことから、腐食した樹木や枯れ枝の除去、危険木がある場合には、速やかに箇所周辺の立ち入り抑制や注意看板などの安全措置を講ずる必要があったが、安全点検等不十分であったと見られ責任は否めない。



73 街路樹の枝伐採中に落下した枝が作業車両の屋根に落下し、走行中の車両を破損

事故状況……街路樹のけやきの枝伐採作業中に切り終わった枝が作業車両の運転席の屋根に落下、手作業でその枝を引き下ろそうとしたときに横風に煽られ車道側に落ちてしまい、通りかかった乗用車に当たり車両を破損させた。

支払項目……自動車修理費用 代車費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……道路の路側帯で作業していたにも拘らず、作業車両の運転席の屋根に落ちた伐採した枝を引き下ろす際に、通行のため通過する車両に注意を払わなかったことにより生じた事故と見られる。枝伐採作業中の人為的な作業ミスであり、責任は否めない。

74 路面凍結のため車両がスリップして、他の走行車両に衝突し破損した

事故状況……町道においてロードヒーティング設置場所の坂道を下る時に路面凍結によるスリップ事故が発生し、車両のハンドル、ブレーキ操作ができなくなり車が回転し、滑るように降下して他の車両に危害を及ぼした。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……町道として管理しているロードヒーティングの電源を入れてなかったことが事故を引き起こした要因とも見られる。前夜から凍結路面となり、その上に早朝から雪が積もり車両が滑りやすい状況となっていることから、道路管理者としては、早めにロードヒーティングの電源を入れて、且つ、塩カルを撒くなどの措置をする必要があったと見られるが、十分な対応がなされていなかった責任は免れない。

75 舗装が剥離し路面が陥没していることに気付かず進入し、衝撃により車両破損

事故状況……町道を時速 60 km 程度で走行中、舗装が剥離し路面が陥没していることに気付かず進入し、陥没箇所を通過した際の衝撃で左フロントタイヤがバーストし、タイヤホイールが変形した。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故原因は、亀甲化した舗装の剥離による道路面の陥没と見られ、道路パトロール等安全点検により発見できず、安全措置を講じることなくそのままにしていたことが事故の要因であり、以下の状況となっており、責任は免れない。

管理瑕疵とは、最高裁判例（昭 45・8・20 高知落石訴訟）によれば、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」をいい、この「通常有する安全性を欠いている」こととは、

- ①当該営造物にその危険性が存すること。
- ②管理者において、その予見性が存すること。
- ③管理者において、その回避可能性が存すること。

をいい、これら 3 つの要件が存在しているにも拘らず、当該管理者が事故の回避措置を取らなかったことをいう。

76 法面からの落石に乗り上げ、車両が破損

事故状況……町道センターライン付近に石が落ちていた。この石は法面保護として施工している法枠工内の中詰め石（20 cm×15 cm角）であった。これに右側車輪が乗り上げ、タイヤ、ホイール、サスペンションを破損した。

支払項目……自動車修理費用

責任割合……町：90% 運転者 10%過失

解説・備考……法枠工内の中詰め石が落ちており、通常的安全点検でも確認できなかった。現場は坂の頂上から少し下った箇所で、夜間で運転手が気付いたときには、すでに遅く乗り上げてしまった状態であり、道路管理者として安全維持管理に不十分なところがあったと見られる。



77 踏切前停車中、堤防から伸びている桜木の枝が折れ、車両に落下、車両を破損

事故状況……被害車両が踏切手前で停止していたところ、堤防の東側から伸びている桜木の枝が折れて、車両の上に落下し、車両の屋根等が損傷した。

支払項目……自動車修理費

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故現場の堤は、車両通行量が多く、道路側に張り出した桜木の枝が、トラックなど大型車と接触して傷んでいた可能性が考えられる。また、夜間に降り積もった雪の重みで枝が折れて落下したと見られる。しかしながら、町が所有管理する桜木については、日常安全点検し、落ちる恐れのある枝等は、適宜伐採等を行っておく必要があり、注意不足があった。



78 夜間体育館駐車場車止め金具で駐車場車両底部を損傷

事故状況……町の総合体育館に駐車していた車を発進させたところ、車止め縁石のボルトカバーがはずれ、金属が露出したボルトに接触し、リアバンパーを破損した。

支払項目……自動車修理費

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故原因は、車止め縁石の止めボルトカバーが外れたままになっており、止めボルトが露出して浮いていた状態になっていたためと見られる。
金具老化劣化が原因であり、管理者は、日頃から駐車場の安全点検を行って見つけていなければならず、当該事故前車止め自体異常の発見は、しづらい事故状況により運転者へ過失を問うことは難しい。

79 臨時駐車場に入る際、段差解消鉄板がはずれ、バンパーが破損

事故状況……通路から駐車場として使用した運動場に入る際に、通路との段差解消鉄板がはずれ、右前輪とバンパーの間に入ってしまった。危険を回避するために後退したところ、挟まった鉄板がバンパーにあたり、バンパーの一部がボディーからはがれてしまった。

支払項目……自動車修理費

責任割合……町：100%責任

解説・備考……事故原因は、鉄板が老朽化し、ゆがんでいたことと、複数の車両が通行したため、定位置よりずれてしまっており、鉄板の先が跳ね上がりやすい状態となっていたためである。中学校としては、入学式に際して、運動場を臨時の駐車場に設営したものであることから、設営時、鉄板を置くにあたって資材を含めて十分に安全確認する必要があったが、不十分な対応にとどまっていたと見られる。

80 木の剪定作業の際、木屑が飛んで塗装中の家屋を汚損

事故状況……職員が支障木の枝の剪定作業を行っていたところ、作業により発生した木屑が風に飛ばされ、塗装工事中であった民家の壁等に付着し損害を与えた。

支払項目……壁面等塗り直し費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……施設管理者が支障木の枝の剪定作業を実施するにあたって、こぼれ落ちる枝あるいは、木屑等が周辺にある建物あるいは、通行人等に飛び散ってもしくは、あたって損害を与えないよう十分な配慮と手当てをもって行う必要がある。枯れ葉が被害家屋に相当量落ちていることから、木屑等が舞い散ることは容易に予想できることであり、剪定工事をする上での配慮に欠けたと見られる。



81 道路反射鏡の支柱の根元が腐食し、倒れて車に衝突した

事故状況……道路反射鏡の支柱の根元が腐食し、倒れて車に衝突し、車両側面上部が凹んだ。

支払項目……自動車修理費用 代車費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……鏡面は取り替えた形跡があるものの、ポール、注意看板については、経年劣化が進んでいた模様。現場は犬の散歩コースで尿による腐食の可能性もある。いずれにしても支柱の根元部分が腐食しており、安全点検していれば事前に措置できていたもので、道路管理者として安全確認が不十分であった責任が問われる。

82 学校職員がパソコンソフトを違法にダウンロード、賠償請求される

事故状況……○中学校へ弁護士事務所から、「貴校でソフトを違法にコピーしているので、事実関係を調査するよう。」報告依頼あり。その後、同事務所から、教育委員会へ督促状を含め3回の通知を学校にしたが、回答がないので、調査報告するよう指導を求められた。

教育委員会より専門業者にも相談の上、事故状況を調査し、弁護士事務所へ報告書を送付した。

報告書内容 * Microsoft2000Professional がライセンス「2」に対して、「5」インストールされていた。その他については、違法なコピー等はなかった。調査業者作成による報告書の写し。

その後、弁護士事務所から教育委員会へ損害賠償請求額の通知が送付された。

責任割合……町：責任あり

解説・備考……学校職員が学校業務に取り組むに際して、パソコンソフトを使用したものであるが、もともと使用許諾されない3件について不正使用していたもので、業務遂行に係わる過失があったことは免れない。

個人情報漏えい保険は、分野が個人情報の漏えいに限定されており、対象外である。



83 野球部の部活動による打撃練習中、打ったボールが校庭南側のフェンスを超え、国道走行中の車両に当たりルーフ部分を破損させる

事故状況……○中学野球部の活動中、生徒が打った球が、フェンスを超え、付近国道を走行した車両のルーフに当たり、車両ルーフ左後部を破損する。

事故の原因としてグラウンドのフェンスの高さが5mであり、野球の練習を行うには、低かった。また、指導にあたりフェンスを超える高さを想定して、練習場所、および打撃方向への配慮が足りなかったと状況報告されている。

支払項目……修理費用 代車費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……公立中学校における部活動の指導、監督についても国家賠償法1条にいう公権力の行使に当たるものであって、部活動といえども教育活動の一環として学校の管理下で行われるものであるから、部活動の顧問の教諭には、生徒の安全管理の面および周辺住民等に対して、安全管理の面から義務があると解される。グラウンドのフェンスの高さ(5m)は、十分でなかったことと、指導上の配慮不足が原因で起こった事故と見られることから、管理者である中学校に、設置・管理不行き届き、指導、監督不足を問われるケースである。



84 小学校駐車場において、落雪があり、駐車中の車が破損

事故状況……小学校駐車場において、当日、卒業式があり、普段使用している駐車場を空け、別の駐車場を利用、積雪があり、狭い中、校舎ぎりぎりに停車させた。気温上昇と降雨により、落雪があり、校舎3階上の雪が車に落下した。

支払項目……修理費用

責任割合……町：100%責任

解説・備考……雪が多い地域であり、早春のこの時期、校舎ぎりぎりに停車した場合、落雪の危険の恐れがあることは、容易に予見できる状態にあったと見られ、施設管理、運営に不十分さがあった。

85 中学校生徒のいたずらで自動車を破損

事故状況……中学校において二階の教室から、掲示品（生徒が作成した美術品）が投げつけられ道路を走行中の車両に衝突し、破損させた。運転者にケガはなかったが、運転者がその投げつけられた物を持参し、校長に請求を行ってきた。

支払項目……自動車修理費用等

責任割合……町：100%責任

解説・備考……誰が投げつけたかについては、立証できなかったが、教室の掲示物であることは間違いなく、教室から掲示品が投げられたことが原因で発生した事故であることは明らかであり、管理者として請求に応じた。

③補償保険事故

86 区役の草刈り作業中、高い段から下に降りようとした際に、足を滑らせ転落、後遺障害の負傷

事故状況……被災者が、地域区役での清掃活動を行っていた折、町道にて2 m程高い段の草刈りを終えて、下に降りようとした際に、足を滑らせ転落し、背骨圧迫骨折の負傷する。

支払項目……通院治療費 後遺障害

責任割合……町：責任なし

解説・備考……本件事故は、道路管理者である町に、被災者が2 m程高い段から下に降りようとした際に、足を滑らせ転落した事故について、設置、管理に瑕疵があったか否かが問われるケースである。

国家賠償法第2条1項に照らして見ると、賠償の責めが発生する要件は、

①対象は公の営造物であること。

②その設置・管理に瑕疵があること。

③損害が発生し、瑕疵と損害に因果関係があることである。

そうして管理の瑕疵については、どの判例を見ても、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を言うたされている。

本件の場合、草刈等の清掃作業は、地区の自治会が主催したものであり、町に開催届けを提出していることから、清掃作業の活動の責任主体は、最終的には、○町にあると見られる。

現場の詳しい事故状況を確認出来ないが、2 m程高い段の草刈りを終えて下の段に降りる際には、普通には、そんなに落差のない道路部分が存在し、こちらを降りるが、2 m程の高い段から直接、下の段に降りようとしたと見られる。かかる事態は、予見できず道路管理者として、安全性を欠いていたとは、見られない。

87 研修センターでの土手の草刈り作業中、はしごから落ちて膝を痛める

事故状況……被災者が、地区での周囲環境整備のための草刈り作業を行っていた際、はしごから落ちて、片足だけで着地したため膝じん帯を損傷する。

支払項目……通院治療費

責任割合……町：責任なし

解説・備考……地域主催の清掃活動であるが、現場の詳しい事故状況を確認出来ないが、通常のはしごを使用した土手の草刈り作業であり、特に危険が予知できる状態ではないと見られ、道路管理者として、通常的安全性を欠いていたとは、見られない。



88 町の農村環境改善センターへ古文書出前講座に参加のため来ていた受講者が、階段で転落し負傷

事故状況……町主催の古文書出前講座に参加中、受講者が、バランスを崩し2階フロアーから1階へ転落し、右足大腿骨を骨折入院する。

支払項目……入院医療補償 被害額

解説・備考……めまいがしたとのことであったが、めまいの既往症なく、治療暦もない、一過性のものであり、有責と判断された。

町が主催した古文書出前講座の社会文化活動に参加していた際に、起きた負傷事故であり、町が制定する総合災害補償規程に基づいて、保険金が支払われる。

89 公民館において、地区ふるさと祭りの準備、あと片付けの際に折りたたみ式卓球台をたたもうとしたときに挟まれ、指第一関節切断の負傷

事故状況……町の公民館で地区ふるさと祭りの準備、あと片付けの際に、地域住民有志として、テーブル替わりに使用していた、折りたたみ式卓球台をひとりであらうとしたときに、台下部の金具に挟まれ、第一関節の先を欠損する事態となった。

支払項目……入・通院治療費用 後遺障害

責任割合……町：100%責任

解説・備考……本施設の管理と各種事業の実施については、当該年度から、指定管理に移行しているが、町の職員が監督管理のため、参加している。

施設設置、使用管理責任については、スポーツ事故以外の事故と同様、施設が通常有すべき安全性を欠いていたかどうかの問題となる。テーブル替わりに使用していた際に、片付けのためたたむときの危険を十分に注意、警告していたか、安全配慮義務を問われるところである。

「指定管理者制度の取り扱いについて」:

公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に行かせた場合において、町村等に賠償責任が発生する場合には、町村等の責任部分は、本保険の対象となります。また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、平成23年6月1日より、指定管理者そのものを被保険者とみなし、町村等が責任と同様に本保険で対象となりますが、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、本保険の対象外となります。

90 子どもをみまもり隊顔合わせ会終了後、町道を自転車で走行していた折、同僚メンバーの自転車に接触し、転倒受傷

事故状況……町が後援する子どもをみまもり隊顔合わせ会終了後の帰り道、被災者が、町道を自転車で走行していた折、同僚メンバーの自転車と接触、バランスを崩し、転倒左大腿部骨折。

支払項目……入院治療費用 後遺障害

解説・備考……当該事業の取組みは、町の監督・支援のもとに進められている社会奉仕活動（ボランティア活動）であり、帰り道の出来事とは言え、みまもり隊メンバーの参加中の事故であり、有責とされる。町が制定する総合災害補償規程に基づいて被災者に支払う補償費用に対して保険金が支払われる。

91 ご高齢の行政区班長が町広報誌ならびに地区町内会事業チラシを配布中、つまづいて転倒、大怪我を負う

事故状況……区長よりの町の広報誌と行政区行事の募集チラシを近隣の箇所に配布していた際、つまづいて転倒、頸椎を損傷する大怪我で後遺障害が残る。

支払項目……入院治療費用 後遺障害

解説・備考……被害者は町から行政区班長として、町広報誌および町内会事業チラシ配布の依頼を受けて、社会奉仕活動を行っている時に起きてしまった事故である。当該事業は、〇〇区長より行政区の班長へ指示された役割の活動中に起きた事故であり、有責とされる。



92 町の防災訓練実施中、要救護者を運ぼうとした際、腰椎を骨折

事故状況……防災訓練実施中、徒手搬送法により倒れている人を移動する訓練を行い、救護者を運ぼうと力を入れ動き出したところ、腰椎を圧迫骨折

支払項目……入院治療費用 後遺障害

解説・備考……町が自然災害等への備えとして企画・運営実施した防災訓練中に起きた事故である。要救護者に対する救助のはこび方（徒手搬送法）も含めてすべて訓練の方法は、町の指導員の指導に従って行っており、はからずも起きてしまった負傷事故であるが、有責と判断される。

93 行政区班長が区長から配布物を配布するため、自転車にて向かっている際に、横転、大怪我を負う

事故状況……行政区班長が区長から配布物を配布するため、自転車にて向かっている際に、道路を横切ろうと、一旦、停止したところ、バランスを崩し、自転車ともに横転、左大腿骨頸部骨折する大怪我を負った。

支払項目……入院治療費用 後遺障害

解説・備考……当該事業は、〇〇区長より行政区の班長へ指示された役割の活動中に起きた事故であり、有責とされる。
被害者は町から行政区班長として、配布物の配布の要請を受けて、当該社会奉仕活動を行っている際に起きてしまった事故である。

94 町民体育祭の輪投げ競争に出場した際に、バランスを崩し、転倒、背骨を骨折

事故状況……被害者が町民体育祭の輪投げ競争に出場した際に、投げた輪を取ろうとして、走り振り返ったときに、バランスを崩し、転倒、背骨を骨折、後遺障害残る。

支払項目……入院治療費用 後遺障害

解説・備考……町が主催し企画・運営した町民体育祭に参加していた時に起きた事故であり、町が制定する総合災害補償規程に基づいて、被災者に支払う補償費用に対して、保険金が支払われる。



95 選挙の投票を行うため、投票場である団地集会場に入ろうとした際に、段差に足を取られて転倒、負傷

事故状況……被害者が、衆議院議員選挙の投票を行うため、投票場である団地集会場に入ろうとした際に、入口に設置してあるスロープの側面から入場しようとしたところ、スロープと地面の段差に足をとられて、前のめりに倒れ、入口の壁面に頭部を打ちつけ、腰部を負傷し、後遺障害残る。

支払項目……入院治療費用 後遺障害

解説・備考……国会議員の選挙にあたっては、町の選挙管理委員会が、安全対策等に配慮して、投票会場づくりを行っているが、本件の場合、投票するために投票場に入ろうとした際に、会場施設の不具合により起きた負傷事故であり、有責と見られる。

96 公民館対抗ソフトボール大会に選手として参加、左足ふくらはぎを痛めた

事故状況……自治公民館対抗ソフトボール大会に選手として参加し、試合でセカンドを守備中、左足ふくらはぎを痛めた。

支払項目……通院費

解説・備考……町主催の行事である公民館対抗ソフトボール大会参加中に起きた負傷事故で補償対象にはなっているが、幸いにも比較的軽く済み、対象とならず。

97 交通安全推進委員会から指示により回覧を自動車で配達中、誤って停車中の自動車に衝突、さらにその勢いで別の被害車両にも衝突、本人死亡

事故状況……交通安全推進委員会からの指示で、回覧を自動車で配達中、誤って停車中の自動車に衝突、さらにその勢いで別の被害車両にも衝突、本人死亡

解説・備考……町の交通安全推進委員会から指示による依頼を受けて、回覧を配達する社会奉仕活動を行っている時に、誤って別の自動車に衝突する負傷事故となってしまった。町が制定する総合災害補償規程に基づいて、その被災者に支払う補償費用に対して、保険金が支払われ、有責である。

98 町開催の転倒骨折予防教室において、運動実習中、大腿骨骨折

事故状況……町開催の転倒骨折予防教室において、ボールを手に持った状態で前に足を踏み出す動作をした際に、被害者が急によろけてその場にしゃがみ込んだ。その後は、椅子に座ってできる運動を続けた。教室終了後、他の参加者と駐車場まで歩いたが、痛みが強く、病院で受診したところ、大腿骨頸部骨折と診断された。

支払項目……入院治療補償

解説・備考……町が主催した転倒骨折予防教室行事に参加し、町の指導員の指導に従って運動実習の動作を行っていた時に、起きてしまった負傷事故であり、有責である。

99 町の街灯ハンギングバスケットの花殻摘み作業中、脚立から転落し、腰椎を骨折

事故状況……作業は、地上から2mの位置にかけられたハンギングバスケットの花殻摘みであり、歩道から脚立を使い行っていた時に、脚立から転落し、お尻から頭部にかけて強打し、腰椎を圧迫骨折した。

支払項目……通院治療補償 後遺障害

解説・備考……町から依頼を受けたハンギングバスケットの花殻摘みのボランティア活動に参加していた時に生じた負傷事故で有責であり、保険金が支払われる。



100 村主催緑化祭に参加して、植栽作業で移動途中、山の上から落ちてきた木の破片が腹部にあたり、負傷

事故状況……森林公園で行われた村主催緑化祭に参加して、シャクナゲの植栽作業で移動途中、山の上部にいた作業者が触れて落ちてきた木の破片が、腹部にあたり、負傷した。急斜面でありツルハシを持っていたためよけ切れなかった。

支払項目……入・通院治療補償

解説・備考……村が主催し企画・運営した行事であり、シャクナゲの植栽作業で移動途中に、落ちてきた木の破片に当たり負傷した。村が主催し住民参加していた折の事故であり、有責である。

101 老人クラブ健康づくり教室において、片足立ち測定実施中、被害者がバランスを崩し、大腿骨を骨折

事故状況……町主催の老人クラブ健康づくり教室において、2人1組で、片足立ち測定実施中、被害者がバランスを崩し右臀部を床に強打し、大腿骨を骨折
町職員2名が参加していた。

支払項目……入院治療補償 後遺障害

解説・備考……町が主催した老人クラブ健康づくり教室において、市職員等の監督、指導に従って活動は行なわれており、測定実施中に起きてしまった事故であり、有責である。



102 介護予防事業「いきいきふれあい広場」に調理ボランティアとして参加の途中、バイクで道路の段差を誤って登り、転倒、足を骨折

事故状況……町の介護予防事業「いきいきふれあい広場」に調理ボランティアとして参加するため、会場に向かう際、道路の段差を誤って登り、バイクごと転倒、右大腿骨を骨折

支払項目……入院治療補償

解説・備考……町の介護予防事業「いきいきふれあい広場」に調理ボランティアとして本活動に向かうための途上での交通事故である。補償保険では、本件の場合のようなボランティア活動への往復途上中の傷害事故も、保険の対象となります。行事・活動への往復途上も対象となるのは、住居を出発する前に参加者名が町村等の備える名簿に確定していること、および行事開催日・場所が客観的資料により確定できる必要があります。

103 ソフトボール試合中、グローブをしてない人差し指に打球があたり骨折

事故状況……村主催のソフトボール試合中、セカンドの守備で相手の打球を補球しようとして、グローブをしてない左手人差し指に打球があたり骨折した。

支払項目……通院費

解説・備考……村が主催する社会体育活動としてのソフトボール大会に参加している時に生じてしまった負傷事故で、対象となる村の業務であるが、通院4日で対象とならず。



104 村まつりに参加していた被害者が、雨に対応する作業を行っていた作業員と接触し、転倒骨折

事故状況……村まつりにおいて、降り出した雨に対応する作業を行っていた作業員と観客の被害者が接触し、押し倒される状態で転倒、大腿骨を骨折した。雨の対応作業を行っていたまつりのスタッフと雨しのぎのため移動していた、被害者の双方が、お互いの位置を認識せず、接触するに至った。

支払項目……入・通院治療費

責任割合……村：100%責任

解説・備考……村が主催運営する村まつり見学中に生じた事故であり、村まつりスタッフが、作業を急ぐあまり、周りの状況把握（観客の動き）が、十分でなく、事故に繋がったと見られ、有責である。

105 町立球場にて社会人野球大会で走塁中肉離れ

事故状況……町立球場にて社会人野球大会で3塁ランナーで外野フライが上がり、走塁中、右足ふとももの裏を痛めた。

解説・備考……町主催による社会体育活動としての野球大会に参加中の負傷事故であり、補償保険の対象となったが、通院5日以内で済む。



106 キャンプに参加し、敷地内のモンキーブリッジから飛び降り転落、骨折

事故状況……公民館主催のキャンプに参加、登山体験に向かう前に、施設敷地内にあるモンキーブリッジ（遊具）から飛び降りて転落し、右手首2箇所骨折する。

支払項目……通院治療費

解説・備考……町（公民館）が主催する公民館事業「わんぱくキャンプ」に参加中での負傷事故である。本事業は、町が主催する社会体育活動に該当し、通院日数如何により補償対象となる。



107 防災訓練の救護搬送の場面で担架で人を持ち上げようとしたところ担ぎ手の腰部に過度の負担がかかり圧迫骨折

事故状況……地域防災訓練のための事前研修会において、救護搬送の場面で臨時担架を作製し、ケガ人搬送の中で別の人を乗せて担架を持ち上げようとした際に、腰を負傷した。15%の後遺障害認定を受けた。

支払項目……入・通院治療 後遺障害

解説・備考……消防署による地域防災訓練に事前研修「救護搬送」の科目で取り組まれたものであり、本来なら負傷者を細心の注意をもって、安全に搬送救護するのが目的であった。しかしながら本件の場合、担ぎ手の一人が無理をしたかどうかは不明であるが、担架を持ち上げようとした際に結果として、過度に腰に負担がかかった模様で受傷してしまった。防災訓練の主催者は、実技訓練においては、かかる危険を予知し、参加者の選択、注意指導も含めて適切に対応する必要がある。



108 障害者の作業訓練としてパン作りの作業を行っていた際、被害者が、流し台の床に水滴が飛び散っていたところで滑って転倒、骨折する

事故状況……町施設の調理室にて、障害者の作業訓練としてパン作りの作業を行っていた際、被害者が、流し台の床に水滴が飛び散っていたところで滑って転倒、大腿骨頸部を骨折した。木のフローリングの床に水滴が落ちていることには、ボランティアも気付かず防ぐことが出来なかった。

支払項目……入院治療補償 後遺障害

解説・備考……ボランティア団体と町の共催事業であり、町が事務局となって担当しており、町職員も参加している。活動中に発生した事故であり、有責である。

＜共催の定義＞

本保険制度における共催とは、共同主催とみなせることが必要となります。本件の場合のように町が事務局となって担当しており、町職員も参加し、実態上主催者としての要件を備えている場合、その町村等が共催している行事等であると言えます。



町立の中学校において、柔道部での部活練習中、被災生徒が、倒れ、脳挫傷で死亡

事故状況……柔道部の部活動において、準備運動の後の基本練習で投げと受け身の練習をしていた。被災生徒は、自分の順番を待っているときに急に頭を痛がり前向きに倒れてしまった。投げの練習では、安全に配慮してマットを敷いていた。

責任割合……町：責任なし

解説・備考……公立中学校における部活動の指導、監督についても国家賠償法1条にいう公権力の行使に当たるものであって、部活動といえども教育活動の一環として学校の管理下で行われるものであるから、校長ないし部活動の顧問の教諭には、(正課のクラブ活動の指導、監督よりその義務の程度は緩和されるもの)生徒の安全管理の面から指導、監督の義務があるものと解される。(福岡高裁那覇支判昭56・3・27民集37・1・117)

上記の判決事例による留意点の1つとして、実技訓練を行うクラブ活動においては、その試みる技の内容が高度なものになればなるほど、危険性は高くなる。その危険性を防止するためには、指導担当教諭は、絶えずクラブ活動全体を把握して生徒の技の習得状況、熟練度に応じた技の練習をさせることにより、できるだけ危険を防止すべく綿密な実施計画を立て、これを生徒の状況に応じて実施するよう徹底させることが必要である。

本件の場合、担当教諭が、頭にけがをしていた被災生徒や父兄と相談し、畳の上にマットを敷くなど他の部員とは異なるメニューで練習していたことなどから、事故が起きる予見可能性があったまではないと判断したと見られる。

スポーツ指導者の安全配慮義務の射程および程度は、一様ではなく、指導者には、競技や練習の危険性を十分に認識し、競技者一人、一人の能力や心身の状態に合わせたきめ細かな配慮が要求されている。



110 小学校児童が休憩時間中にサッカーでケガ

事故状況……小学校4年生の男児が授業の休憩時間中、友人と校庭でサッカーをしていてボールを取り合った時に、右足首を捻挫した。

解説・備考……授業の休憩時間中に校庭で起きた学校管理下での事故であり、補償保険においては学校管理下での児童・生徒については、入通院は対象外となる。(死亡・後遺障害は対象となる。)



111 小学校児童が帰宅途中、交通事故に遭い死亡

事故状況……学校から通常の経路で帰宅する途中に、友人と道路で立ち話をしていた。その後、道路右側より反対側に横断しようとしたところ、トラックにはねられ死亡する。

支払項目……死亡保険金

解説・備考……通常の経路および方法による往復途上は、学校管理下の範囲として、含まれます。

112 小学校管理下のサタデースクールに向かう途中、転倒、骨折

事故状況……小学校管理下のサタデースクールに向かう途中、車で駐車場に着き、降車の際に転倒し脚を骨折した。

解説・備考……学校管理下で行なわれる課外活動中の事故は、入通院は対象外となる。

113 中学1年生徒がバスケット部練習中にケガ

事故状況……中学1年生（女兒）がバスケット部練習中に足を捻り、右膝靭帯を損傷する。

解説・備考……学校管理下で行なわれる課外活動中の事故は、入通院は対象外となる。

114 小学校6年生が授業のドッジボールで負傷

事故状況……小学校6年生（男児）が授業中、ドッジボールをしていて飛んできたボールを受けようとして転び、地面に左手首をつき、捻ってしまった。

解説・備考……スポーツ授業を行なっていた時の負傷事故であり、入通院は対象外となる。



115 中学生が体育館でろく木にぶらさがり遊んでいたときに負傷

事故状況……中学校2年生が体育館の清掃担当だったため体育館に行ったが、他の生徒がまだ来ていなかったため、ろく木にぶらさがり遊んでいた。身体を揺すって勢いをつけジャンプをして着地した際に、バランスを崩して転倒、左足関節捻挫、第3腰椎圧迫骨折した。

支払項目……後遺障害保険金

解説・備考……中学生生徒が体育館を清掃するため、館内に入っていた際に起きてしまった事故であり、学校管理下と見られ対象となる。(入通院は対象外となる。)

2. 予防接種事故賠償補償保険

1 保健センターにてMRワクチン接種後、8日後、発熱、入院し、痙攣重積型急性脳症と診断される

事故状況……〇〇小児科・内科において麻しん、風疹予防接種を実施した。接種後8日目の夕方、発熱が見られたため、9日目に接種医に受診した。同日夕方、高熱となり、全身性硬直間代痙攣を来したため、救急車で搬送、入院後、痙攣重積型急性脳症と診断される。加療されるも完治に至らず、脳症後遺症により、リハビリが必要な状態となった。

責任割合……町：100%責任

解説・備考……県を通じて予防接種による健康被害としての認定申請を行い、予防接種法による認定結果通知がなされた。認定結果通知によれば、MRワクチン接種9日後に熱性痙攣重積を認めたという時間経過や、その症状等を考慮すると、MRワクチンが原因となった可能性は、否定できないとしている。本件は、当該疾病が当該予防接種によって起こることは否定できないため、予防接種法第12条1項に掲げる医療費および医療手当の給付の対象として認定される。



2 保健福祉総合センターにてBCG予防接種を行った際、接種医が管針の針で擦りつけてしまい、幼児の左腕に擦り傷を負わせる

事故状況……町保健福祉総合センターにて医師による診断を受け、当日の体調に問題はなく、接種可能ということで、BCG予防接種を行った際、看護師が接種に誘導し、母親が幼児を抱いた状態で、接種医の前に座り、看護師が左腕上腕にワクチン液を滴下した。接種医が管針の針で擦りつけてしまい、児童の左腕に擦り傷が生じてしまった。

支払項目……通院治療費

責任割合……町：100%責任

解説・備考……町保健福祉総合センターにて実施された法定のBCG予防接種であり、担当の接種医が、ワクチン液を管針のツバで塗りひろげるべきところを管針の針で擦り付けてしまい、幼児の左腕に擦り傷を負わせてしまった。
事故原因は、担当医による接種手法の手違いと見られる。



3 私立の一般病院にてインフルエンザ予防接種を行い、排出困難、その後改善せず、歩行困難となる、その翌年にも公立病院で予防接種を受ける

事故状況……平成 16 年 11 月私立の一般病院にてインフルエンザ予防接種を行い、右上腕が力チカチとなり挙上できなくなる、排出困難、その後改善せず、歩行困難となる、平成 17 年 8 月公立病院での予防接種事故の可能性の指摘を受ける。現在尿失禁で杖にて歩行。

支払項目……医療費ほか

解説・備考……予防接種法第 11 条第 1 項に基づく疾病の認定に関しては、「通常の医学的見地によれば、当該病院の原因として当該予防接種以外の要因が考えられるが、当該疾病が当該予防接種によって起こることを否定できないため認定する。給付の対象となる疾病名は「脊髄炎」とされ、」国の認定により因果関係が認められた。町の保険衛生事故調査会が開かれ、今回の原因は、インフルエンザ予防接種との結論が出された。



3. 公金総合保険

1 県から生活保護費として給付予定の公民館金庫に保管されていた現金が盗難に遭う

事故状況……県から生活保護費として町の通帳に入金。受給者への支払には、現金手渡しのため、前日に給付場所の公民館の金庫に保管していたところ盗難にあった。法律(生活保護法)に基づいて、町が委託を受け、町の口座に入金され、現金を町から受給者に渡している。なお、本件について県は、一旦町に送金した金額のために補償はしないと決定されており、町にて負担しなくてはいけなくなっている。

解説・備考……県から給付手続きを委託された町が、県から該当者分の生活保護費の送金を受け、町の管理下にあった公金の保管中に盗難に遭って盗まれた損害で公金総合保険の対象となり、有責である。



2 後方から公金が入ったバックをひったくられた

事故状況……町の集金者が自転車に乗って道路を通行中、後方からバイクで近寄ってきた犯人により公金が入ったバックをひったくられた。

解説・備考……町村等の職員および町村等の委託を受けた集金者(納税組合、コンビニエンスストア等を含みます。)が個別に徴収した各種税金、国民年金、水道料、保育料、各種事務手数料および施設使用料等は、公金総合保険の対象となります。本件は、町から委託を受けた集金者が集金した公金が盗難に遭っており、有責である。



3 市の勤労青少年ホームの事務所内にあった金庫から、施設利用料等の入った手提げ金庫が盗まれる

事故状況……勤労青少年ホームのセキュリティー 2 箇所を解除し、事務所に侵入、金庫内の現金等が盗まれた。

解説・備考……施設のセキュリティー、さらに事務室にも警備会社のセキュリティーをかけていたが、これらを解除し、金庫内の現金を盗むといった手口である。市の管理下にあった公金の保管中に盗難に遭って盗まれたと見られる損害で、公金総合保険の対象となり、有責である。

4 幼稚園の職員室内の耐火金庫に収容されていた保育用品の徴収金が盗まれる

事故状況……町立の幼稚園において職員室の窓ガラスが割られていることに気付き、園舎内を点検したところ、耐火金庫から保育用品の徴収金がなくなっていることが判った。

解説・備考……町の幼稚園の管理下にあった公金の保管中に盗難に遭って盗まれたと見られる損害で、公金総合保険の対象となり、有責である。職員室内の耐火金庫に保管されていた現金等が何者かの侵入により盗まれていることから、施設のセキュリティーは、もとより事務室内の立ち入りについても、防犯対策を講じる必要がある。



5 小学校の職員室内の簡易金庫に収容されていた現金が盗まれる

事故状況……町の小学校において体育館西側の保健室横相談室の東側出入口ドアのガラスを何者かが破損し、侵入、職員室の簡易金庫内に保管してあった金銭および通帳が盗まれた。

解説・備考……町の小学校の管理下にあった公金の保管中に盗難に遭ったと見られる損害で、公金総合保険の対象となり、有責である。

なお、親睦費用として預けられていた私金は、保険の対象とならない。

職員室の簡易金庫内に保管されていた現金等が被害に遭っていることから、施設のセキュリティ対策は、もとより事務所内の立ち入りに関しても、防犯対策を講じる必要がある。



6 町営の公衆浴場において、多額の売上げ現金が盗まれる

事故状況……公衆浴場の従業員が売上金を銀行に入金するため金庫内から売上金等の入ったカバンを取り出し金銭勘定を行った際、現金が不明になっていることを発見した。券売機から打ち出される日計伝表等を基に報告されていることから、千円札350枚が不足していることが確認できた。

解説・備考……町の公営浴場において、町の管理下にあった公金の保管中に盗難に遭ったと見られる損害で、犯人が町職員でない限りにおいては、公金総合保険の対象となり、有責である。

公営浴場は、自由にいろんな人々が入り出す場所であることから、券売機はもちろんのこと、入場者の現金・貴重品等の保管収容についても防犯上の対策が必要である。



